

東京財団研究報告書

2005-11

日本・台湾 FTA 交渉シミュレーション
—アジア太平洋の平和と繁栄のために—

浅野和生 平成国際大学教授

東京財団研究推進部は、社会、経済、政治、国際関係等の分野における国や社会の根本に係る諸課題について問題の本質に迫り、その解決のための方策を提示するために研究プロジェクトを実施しています。

「東京財団研究報告書」は、そうした研究活動の成果をとりまとめ周知・広報（ディセミネート）することにより、広く国民や政策担当者に関わり、政策論議を喚起して、日本の政策研究の深化・発展に寄与するために発表するものです。

本報告書は、「日本・台湾 FTA 交渉シミュレーション ―アジア太平洋の平和と繁栄のために―」（2004年6月～2004年11月）の研究成果をまとめたものです。ただし、報告書の内容や意見は、すべて執筆者個人に属し、東京財団の公式見解を示すものではありません。報告書に対するご意見・ご質問は、執筆者までお寄せください。

2005年6月

東京財団 研究推進部

目 次

序	1
エグゼクティブサマリー	3
各章の要約	4
提言	9
第1章 日台 FTA 実現を先行させることの意義と必要性	9
第1節 日台 FTA 締結の安全保障上の意義	9
第2節 日台 FTA 締結の問題点	12
第3節 日台 FTA 締結の日本外交にとっての意義と必要性	16
第2章 日本と台湾、中国の FTA 締結のシナリオ	19
第1節 台湾が除外されるシナリオ	20
第2節 台湾がアジアの FTA に含まれるシナリオ	23
第3章 日本の FTA 戦略と FTA 交渉の現状	27
第1節 経団連の提言	28
1 提言「自由貿易協定の積極的な推進を望む」	
2 提言「活力と魅力溢れる日本をめざして」	
3 提言「経済連携の強化に向けた緊急提言」	
—経済連携協定(EPA)を戦略的に推進するための具体的方策—	
第2節 日本の FTA 交渉の経過と現状	31
1 日本とシンガポールの経済連携協定	
2 日本メキシコ自由貿易協定	
3 日韓の経済協力強化	

4 タイ、フィリピン、マレーシアとの経済連携協定	
第3節 ASEAN+3(日中韓)の包括的経済連携構想	36
第4章 日台 FTA 交渉と中国の対応	40
第1節 日台 FTA 交渉の経過	40
第2節 陳水扁政権の対日政策	43
第3節 日台 FTA に消極的な日本の外務省	44
第4節 日台 FTA 実現と中国の対応	47
1 日本に対する中国の圧力と日本政府・外務省の対応	
2 台湾に対する中国の圧力	
3 中国の圧力と日台 FTA の実現	
結語	56

序

現在、国際連合に加盟せず、日本との国交がなく、国際的にも主権独立国家として承認されていない台湾であるが、その経済実体を見れば GDP では ASEAN10 カ国のいずれよりも大きい。また、東アジア地域においては、台湾は政治的にも一定の存在感を示している。しかしながら、「台湾は中国の一部」であるとする、事実と反する中国政府の主張と、その種々の圧力がゆがんだ国際環境を作り出している。

日本は ASEAN とは包括的貿易協定締結の方向で合意しており、シンガポールとの FTA を締結し、フィリピン、マレーシア、タイそして韓国とも FTA 交渉をスタートさせている。しかし、経済の実情から見ればこの地域で FTA 合意の可能性が最も高いのは日本と台湾とである。台湾は日本との FTA を望んでいるが、日本政府は中国による反対への配慮から、台湾との交渉には消極的である。

一方、中国も ASEAN との FTA 締結を熱心に進めようとしており、日本、韓国も視野に入れて東アジアの FTA 体制を構築しようとしている。その結果、日本の提唱する東アジア共同体でも、中国が進めるアジアの FTA 体制でも、基本となるのは ASEAN+3（日本、中国、韓国）相互の FTA 締結であり、結果的に台湾が除外された形でアジアの FTA が実現しつつある。こうした現状は、台湾にとっての危機であるばかりではなく、アジア太平洋の平和と安定および繁栄にとって望ましくない状況であり、したがって日本にとっても容認できない事態である。

そこで、敢えて日本政府の「タブー」に挑戦し、日台 FTA 交渉のシミュレーションを試みる。その場合、日台交渉に対する中国の対応はどうなるのか、中国が妨害、干渉を試みるとすれば、それはどのような手段であり、どの程度のものなのかについても検討する。

また、中国の干渉の中で、日台 FTA を実現可能にする方法についても検討する。

本研究は、2004 年 1 月に発表された東京財団「アジア島国紐帯強化（日台編）」提言プロジェクトの提言「日台関係強化のための 6 つの提言—良き隣人を再認識しよう—」の【提言 1】日台間で、FTA（自由貿易協定）交渉を直ちに開始せよ」の意義をさらに明確にするとともに、その実行を迫ることを目的としたものである。

このため、本研究では、提言の全体像を示した後、日本、中国、台湾にアメリカを加えて、どのような FTA 締結のパターンが可能であるか、そして日本とアジアにとって望ましい組み合わせはいかなるシナリオであるかを明らかにする。その後、今日進みつつあるア

ジアにおける FTA の現状と、日本の FTA 外交の実態とを示す。その上で、日台 FTA の現実を確認した上で、過去における中国の日本および台湾に対する圧力のかけかたから、日台 FTA 交渉が進められた場合の中国の対応について検討した。そして最後に、原則論に執着する日本の外務省の消極姿勢と、中国からの圧力のなかで、日台 FTA を実現するための方策について述べた。ここでは、実践可能な提言となるよう心がけたつもりである。

2004 年 11 月 30 日

平成国際大学教授 浅野和生

【エグゼクティブサマリー】

台湾は、自由な民主主義体制の下に、一人当たり GNP13000 ドルの 2300 万人が生活する独立した政治実体であり、日本にとって政治的、経済的、文化的に強いつながりがある大切な存在である。その台湾では、近年、台湾アイデンティティの高まりによって、台湾と中国は別の国家であるという意識が広がっている。これに対して、中国は、「一つの中国」の原則を掲げ、台湾を中国の一地方として取り扱い、将来の統一を旨として、武力行使をも辞さない構えである。

2002 年に、台湾と中国はともに WTO に加盟を果たした。これにより両者は、他の加盟国との間で自由貿易協定を結ぶことが可能となった。しかしながら中国は、台湾の FTA 締結の動きに反対し、アジアに ASEAN+3（日本、中国、韓国）の FTA を構想しており、台湾の除外を図ろうとしている。日本も、こうした中国への配慮からか、やはり ASEAN+3 での東アジアの包括的経済連携構想を提唱し、やはり台湾は除外している。

つまり、現状では、日本と中国は、一致して台湾を除外した東アジア共同体の構築を目指していることになる。しかし、その実現は台湾にとって深刻な打撃であるばかりではなく、台湾の政治・経済的混乱からアジア全体の問題となる。また、中国の台頭と台湾の衰退は、東アジアの戦略的バランスを崩すことにもなる。

そこで、日本が日台 FTA を他の交渉に優先して実施し、日台 FTA を実現することがきわめて重要になる。これは、他のアジア諸国が台湾との FTA を締結する道を拓くことにもなり、やがて、台湾と中国をともに含む東アジア共同体の実現が可能となるだろう。また、アメリカの懸念を払拭するためには、アメリカをも含めたアジア太平洋の共同体が望ましいかもしれない。これが、アジア太平洋の平和と繁栄の道となる。

日台 FTA 実現に対する中国の干渉は、声高な批判の形をとったとしても長くは続かない。もともと WTO 加盟国に認められた権利の行使にすぎないからである。また、早期の日台 FTA 実現のためには、筋論にこだわらず、日台双方の「民間機関」が交渉し、協定を作り、その協定を日台双方の議会で各々国内法として制定する方式をとることで、いくつかの障碍を突破できる。日本の外務省は、台湾と国際条約は結ばないと明言しているのも、国内法で規定するのである。あるいは、政府が消極的であれば、議員立法で「台湾関係法」を制定することもできるのではないか。

【各章の要約】

第1章 日台 FTA 実現を先行させることの意義と必要性

台湾には自由と民主主義の政治体制の下、一人当たり GNP13000 ドルに達する 2300 万の人々が生活している。日本との国交がなくても、また国際連合に加盟していなくても、独立した政治実体が存在しているのである。

その台湾では、近年、「台湾アイデンティティ」が高まっており、中台は経済的結びつきをますます深めているが、台湾の人々の意識は「台湾は台湾の道を行く」傾向を強めている。これに対して、中国は「一つの中国」の原則をかかげて、台湾が国際社会で独自の存在として振舞うことを認めず、台湾に対して中国との統一への圧力をかけ続けている。しかも、中国は台湾に対してばかりではなく、台湾を国家として取り扱おうとする国があれば、その国を非難し、警告を発し、あるいはさまざまな圧力を加えてくる。

日本は、自由と民主主義の国として、台湾が自由と民主主義によって独自の存在としてあり続けることを支持すべきである。自由と民主主義という共通の価値観に結ばれ、地理的連鎖をなしている日本、台湾とアメリカの三者は、アジア太平洋の平和と安定の要となるべきなのである。三者がともに安定し、平和のうちに繁栄を謳歌できる情勢を実現することが望ましい。しかし、現状では日米、米台関係に法的基礎があるのに対して日台関係にはそれがない。したがって日台 FTA が実現すれば、日本、アメリカ、台湾の三角関係が安定するので、東アジアの潜在的脅威に備える安全保障上の意義は大きい。

また、中国の圧力によって国際社会に生存空間を持ちにくい台湾が、中国とともに WTO 加盟を実現したことで、台湾は他の加盟国との間で FTA を締結できる基礎を得た。台湾としてはこれを活用すれば、平和と繁栄を謳歌できる道が開けると考えたであろう。

これに対して、中国は積極的にアジアでの FTA 外交を展開しており、ASEAN+3（日本、中国、韓国）をその領域として積極的に働きかけを行っている。日本もまた、小泉構想で、ASEAN+3 の東アジア共同体を目指している。しかし、これではいずれにしても台湾は除外されてしまう。中国への配慮から、日本が台湾を外したままでアジアの FTA 外交を進めていくと、結果的に台湾はアジアで孤立して危機的状況に陥るか、その危機を回避するためにやむを得ず中国の圧力に屈するかもしれない。台湾の危機は、アジア経済に変調を来たすであろうし、台湾が中国に屈すればアジアの勢力バランスに変調をきたす。どちらも台湾にとって深刻な事態であるとともに、日本にとって望ましくない事態となる。

こうしたシナリオが予期できる以上、日本は、日台 FTA の実現を積極的に図って、深刻な事態の到来を予め排除すべきである。

しかも、日本が台湾を含めた東アジア共同体の構想とすれば、中国の構想とは異なるものとなる。こうした状況で、日本が台湾を含む構想を実現できれば、アジアにおける日本の政治・外交的立場は強化されることになる。また、日台 FTA を締結することで、他のアジア諸国が台湾との FTA に踏み切る道が拓けることになる。こうして日本と他のアジア諸国が台湾との二国間 FTA を締結する段階では、中国もこれら各国との関係を結ぶことになり、結果的に、日本、中国、韓国、台湾と ASEAN を含む東アジア共同体への道が拓けることになる。

第2章 日本と台湾、中国の FTA 締結のシナリオ

アジア太平洋において日本が FTA を締結するパターンは、日本を中心に考えると、12 パターンがある。そのなかで、中国が主導権を握るパターンでは、台湾の除外が固定化されるか、台湾が中国に対して従属的關係を強いられる可能性が高い。したがって、ここで重要なのは、FTA 締結の順序なのである。日中 FTA が日台 FTA に先行すると、将来まで台湾がアジアの FTA に参加することが困難になる。

逆に、日台 FTA が先行する情勢では、他のアジア諸国も日本と同様の方式をとって台湾との FTA を締結する道が拓けるので、結果的に、台湾をも含むアジアの重層的な二国間 FTA が実現することになる。この場合、中国を排除した東アジア共同体を考える必要はないし、中国も孤立的状況を望まないため、結局は、日本、中国、台湾をともに含む共同体へと進む道が拓かれるだろう。

また、日本と中国とが FTA を締結し、アジア各国とも複合的な FTA を実現する段階になると、アジアの市場から遠ざけられた形となるアメリカは、アジアの経済共同体に対して懸念を抱く可能性がある。したがって、東アジア共同体ではなく、アジア太平洋共同体を目指すことが、アメリカの警戒心を呼び覚まさないという点では望ましい。しかも、アメリカも含まれる共同体であれば、中国その他が一国で突出した言動に出るとき、アメリカと日本が同調することで、中国を牽制することができる。このためにも、アジア太平洋共同体は実現すべき望ましいシナリオである。

第3章 日本のFTA戦略とFTA交渉の現状

多国間貿易協定方式の合意には時間がたいへんにかかることが明らかになった結果、世界貿易機関（WTO）のスタートとともに、二国間および地域間の自由貿易協定（FTA）の締結が世界各地で積極的に模索されるようになった。

なお、近年のFTA交渉では、協定の方向は、従来の、締約国間における物品の貿易に関する関税や非関税障壁等の障害の除去をめざす自由貿易協定から、物品ではないサービス貿易の自由化、投資の保護・自由化、通商ルールの整備、基準・認証の調和と相互認証、知的財産権の保護、政府調達市場の開放、税関手続き面での政府間協力、紛争処理手続きの整備などWTOの範囲を超えた内容を持つものとなっている。

また、FTAの締結は、①相手国・地域とのビジネス機会を拡大する重要なツールとなる、②欧米諸国が自由貿易協定への取り組みを強化するなか、わが国企業が蒙る競争上の不利益を解消していく必要がある、③域内の競争を促進し、日本国内の経済構造改革を促す、そして④WTOによる貿易や投資の自由化やルール作りを補完することができる、ことを理由として積極的に推進すべきであると考えられていたのである。

日本も1999年にはシンガポールとのFTA交渉を開始した。これは2002年に実現した。その後、米州との結節点を求めてメキシコとのFTAが締結された。このほか、フィリピン、タイ、マレーシア、そして韓国との交渉が行われている。

2001年になると、WTO加盟を目前に控えた中国がアジアにおけるFTA締結を目ざして積極的な動きをはじめ、翌2002年には中国はASEANとの間で10年以内のFTA締結を提唱するに至った。さらには、日本や韓国、インドやオーストラリアも、FTA締結の対象として、中国は交渉を呼びかけた。

こうした中国のFTA外交に触発されて、日本でも小泉純一郎首相が2002年1月に、ASEAN各国に対して「包括的経済連携構想」を打ち出した。その後、ASEAN+3（日本、中国、韓国）での東アジア共同体構想が提唱されるにいたる。この結果、東アジアでは、中国主導と日本主導のFTA構想が同時に進められているが、両構想に含まれる国はASEAN+3であって、一致して台湾を除外している。

第4章 日台FTA交渉と中国の反応

2001年10月、上海でのアジア太平洋経済協力会議（APEC）閣僚会議の際に、平沼赳夫・経済産業相と台湾の林信義・経済部長が日台FTAの検討開始で合意し、同年12月の東亜

経済人会議で、民間同士で研究を進めることが決まった。

日台双方が研究の成果を持ち寄った 2002 年 12 月の東亜経済人会議では、日台 FTA の締結の可能性について、以下の 3 点を結論とした。すなわち、1、日本と台湾は経済的に相互補完関係にあり、重要なパートナーである。日台 FTA は、日台経済関係の一層の深化・発展のみならず、東アジアとの経済交流の円滑化・活性化に資するものでなければならない。日台間の FTA の検討は、東アジア地域における経済連携を視野において推進すべきである。2、日台間のビジネスをさらに円滑化・活性化させるとの観点から、日台 FTA は、関税・非関税障壁撤廃以外に投資の自由化や基準・認証の相互承認、知的財産権保護なども含む、包括的な経済連携協定とすべきである。3、今後、日台双方の関連業界や経済界も含めたより広範なベースで日台 FTA に関する研究体制を整え、検討を深めるべきである、と。

しかし、この報告が出る前に、同年 6 月に、中国の石広生・対外貿易経済協力相が、「中国と国交のある国が台湾当局と自由貿易協定を締結すれば政治的トラブルをもたらす」と警告を発したし、9 月には、唐家璇外相が、日台 FTA 交渉は経済問題ではなくて政治問題であるとの認識を示し、協定締結は容認できないとの考えを示した。

こうした中国からの干渉に対して、川口外相は、現段階での交渉に日本側では経団連があたっているのであって、日台の民間が FTA について研究することは可能であると指摘した、しかし、日本と台湾との関係は非政府間の実務関係であって、日本と台湾はいかなる条約にも調印することはないと表明した。さらに、同年 10 月に外務省は、台湾は、純粋な物品・サービスの貿易障壁の撤廃という形の FTA の締結の可能性は理論的・法技術的には検討の対象となり得るが、仮に FTA を通じた関税撤廃を行ったとしても、かかる取組から双方が得られる利益はそれほど大きいとは言えない状況にある、として、FTA の締結に消極的な姿勢を表明した。

一方、台湾は、WTO 加盟とともに、2002 年以来、各国との FTA 締結に積極的取り組みを図ろうとした。しかし、現実には交渉はかならずしも順調に進展してはいない。陳水扁政権としては、特に、アメリカおよび日本との FTA 締結を重視したが、いずれも顕著な成果はあがっていない。

日本では、「日台 FTA には業界や産業界から切実なニーズがよせられてこない」ことなども理由に掲げているが、実際には、日台 FTA に反対表明をしている中国への配慮という側面をもつ。しかし、仮に経済面だけではそれほど大きなメリットが見出せなかったとしても、それを上回る政治的意義がある。日台 FTA の実現で台湾の孤立、あるいは中

国に対する従属化が防げるのみならず、アジアの新たな国際秩序構築の主導的役割を日本が担うことになるからである。

しかし、中国は、中国の従前からの主張に沿って相手国の言動を評価し、原則への逸脱の可能性を見出すと抗議し、なんらかの圧力を加えてくる。例えば、日本の閣僚が、中国が繰り返し表明してきた見解に反する内容に触れたことによって、批判が加えられる。そこでは、中国の主張そのものの当否が問題なのではなく、中国の主張と日本の閣僚の発言内容の一致不意一だけが問題なのである。また、台湾要人の海外訪問や、台湾における政治的变化の兆しについては、中国が掲げている台湾についての原則から評価する。つまり、大原則は「一つの中国」であって、「二つの中国」や「一つの中国と一つの台湾」を認める、あるいは創出するような言動には厳しい批判が加えられ、その他の圧力がかけられるわけである。

しかし、中国が他国へ加える圧力には、しだいにソフト化する傾向が見て取れる。また、近年の台湾の政権は、「台湾は台湾の道を行く」志向が強いために、中国からの攻撃、批判、圧力の対象となってきたが、それにもかかわらず、中国と台湾の経済関係は、この間一貫してより密接になっている事実である。したがって、言葉をもってする攻撃が厳しくとも、そうした政治の論理と経済の論理は、一応別のものであると見ることができよう。

現実には、日台間 FTA を強調するより、小泉構想が ASEAN+3 であるのを、ASEAN+3+2（香港と台湾）と構図を描き直すことで、台湾を含む構想とし、その構想の中で日台 FTA 実現を目指すことが実現への道であろう。さらには、台湾をも含むアジア太平洋自由貿易圏もしくは東アジア共同体が、地域の平和と安定、および繁栄の基礎となるので、中国にとってももっとも経済的に適切な選択肢であることを示すべきであろう。また、アメリカを含む構想を打ち出し、アジア各国がこれに同調するなら、台湾を含む地域内 FTA 締結へ向けて、中国に対してより強い説得力を持つことができるかもしれない。

また、実際の交渉は、交流協会と亜東関係協会で進めて、この双方の「民間団体」の協定の形で FTA を取り決めた上で、日本は台湾関係法として台湾もまた対日関係法として、それぞれの議会で国内法を成立させるという手法が考えられる。さらには、東亜経済人会議のような場で最終合意まで実現して、その内容を、日台双方で、政府提出法案としてではなく、議員立法の形で提出して台湾関係法を成立させる方法もある。こうした手法をとれば、中国の圧力を軽減し、よりスムーズに日台 FTA の実現に漕ぎ着けられるのではないかと考える。

提言

日本政府はただちに日本・台湾 FTA のための交渉を本格的にスタートさせ、1～2年以内の日台 FTA 実現をめざすべきである。

日台 FTA は、日本と台湾の経済的関係をさらに密接に結ぶのみならず、日本・アメリカ・台湾の三角関係において欠けている日台関係に法的基礎を提供し、アジア太平洋の平和と繁栄の基盤となる。

第1章 日台 FTA 実現を先行させることの意義と必要性

第1節 日台 FTA 締結の安全保障上の意義

台湾には中国とは別の政治実体が存在している。日本と台湾の中華民国の間には国交がないが、国交の有無とは別に、台湾に政治実体があることは客観的事実である。台湾には一人当たり GNP13000 ドルに達する 2300 万の人々が、日本と同様の自由と民主主義の政治体制の下に暮らしている。

しかも、日本にとって、台湾は第四番目の輸出相手であり、第七番目の輸入相手である。日本は台湾にとっては第一位の輸入相手である。日本と台湾は、過去において 51 年間の歴史を共有したことがあるが、台湾は概してアジアでもっとも親日的であり、小泉純一郎首相の靖国神社参拝問題でも、未来志向での日台関係の発展を希望して、言葉を荒げた批判によって相互の関係を緊張させるようなことはしない。

また、台湾には「台湾万葉集」があり、来年（2005 年）十月には、日本の JR 東海と同じ新幹線が台北から高雄を結ぶようになる。つまり、日本と台湾は、文化的にも経済的にも密接な関係を保っている。さらに、台湾の近海には、中東から日本への石油の大動脈が走っている。また、石垣島や与那国島は台湾本島の北端より南に位置し、沖縄本島よりも台湾に近い。したがって、これらの島の平和と安全が台湾の安全保障と一体不離であることはいうまでもない。

この台湾に対して、中国は、「一つの中国」の原則をもって臨んでいる。これは従来、「台湾は中国の不可分の一部であり、中華人民共和国こそが全中国人民を代表する唯一の合法的政府である」、とするものであった。つまり、「唯一合法」である以上、台湾に合法的政府が存在するはずはなく、同一の次元にたって交渉をする余地はなかった。しかし、2000 年以後には、中国は「世界に中国は一つしかない。大陸と台湾はともに中国に属する。中国の主権と領土は不可分である」と言い換え、「一つの中国」の原則を認めれば、中国と台

湾の間で交渉が可能であるかのような立場をとった。また、もし中国と台湾が統一された後でも、台湾は外交と国防権を持ち、軍の保有も容認するという姿勢を中国はとっている⁽¹⁾。

こうした変化により、中国は交渉のハードルを下げ、統一交渉のテーブルに着くことを期待しているわけである。

しかし一方で、中国は台湾に対して大きな圧力を加え続けている。今日まで、中国は「一つの中国」の原則を掲げつつ、①台湾が独立を宣言した場合、②台湾に外国勢力が介入した場合、③台湾に内乱状況が発生した場合、そして④台湾が中国との統一交渉を積極的に進めなかった場合に、台湾に対して武力を行使する可能性がある」と表明しているのである⁽²⁾。

しかも、中国は台湾に対して直接の圧力を加えるのみならず、台湾を国家として取り扱おうとする国があれば、容赦なくその国を非難し、警告を発し、あるいはさまざまな圧力を加えてくる。こうした中国による干渉は、中国経済の急速な膨張と、経済成長を背景とした軍事力の増大と相俟って、周辺国において中国脅威論を煽る理由ともなっている。

これに対して、1991年から本格的に民主化が進められた台湾では、今日では「台湾は台湾であって、中国ではない」という声が高まっている。かつての国民党一党支配の台湾では、台湾の中華民国は、本来、中国全土を代表する政権であるとし、北京の中華人民共和国との間で、中国の代表権を争っていた。しかし、民主改革を経た今日の台湾では、中華民国が中国の代表権をもつべきだという声は全く聞かれない。2002年8月に陳水扁総統が提唱した「一辺一国」論は、「台湾は台湾、中国は中国であって、台湾海峡の兩岸はそれぞれ別の国」という主張である。

そして2004年3月20日の第11代総統・副総統選挙の投票では、この「一辺一国」を主張する陳水扁総統が50%を超える得票で再選を決めた。しかも、この選挙をめぐることは、中国離れを進める可能性の高い陳水扁総統の再選を阻止し、陳水扁総統が実施に踏み切った台湾初の公民投票を阻止あるいは失敗に終わらせるために、中国は終始一貫圧力を加えていた。それにもかかわらず、台湾の民意は陳水扁総統の再選を支持したのである。

陳水扁総統が初めて誕生した2000年の選挙では39%の得票率であったから、近年の台湾アイデンティティの高まりは明らかである。

経済的には中台関係は密接であり、台湾の政府高官が「いまや常時百万人の台湾人が中

(1) 渡辺利夫編『現代中国』（PHP研究所、2003年）参照。

(2) 2000年2月21日の中国の白書『一つの中国の原則と台湾問題』など参照。

国に暮らしている」と言うほどである。つまり、経済における相互依存がますます深まっているにもかかわらず、人々の意識において台湾は中国離れを起こしている。また、台湾での学校教育においては、かつては中国一辺倒の歴史教育が行われていたが、過去五年來しだいに台湾史（中学校社会科の『認識台湾・歴史編』など）が教えられるようになり、今後ますます歴史教育における台湾史の比率を高めようとしている。こうした傾向が続けば、若い世代の意識における中国離れは加速度的に進むだろう。

つまり、先進国の仲間入りを遂げ、民主改革を達成した台湾は、将来にわたって中国とは別の台湾として存続することを選択しているが、これに対して統一への圧力を中国が加えているというのが、今日の中国と台湾の関係の構図なのである。以上のような中台関係からすれば、中国経済の発展と軍事力の強化は、そのまま台湾にとって統一への圧力が増大することを意味する。しかし、台湾の民意からすれば、予想しうる将来において、民主的手続きによって台湾が中国と自主的な一体化を遂げるとは考えられないのである。

これに対して日本は、自らが自由と民主主義を掲げるのであれば、台湾が自由と民主主義によって独自の存在としてあり続けることを支持すべきであろう。つまり、日本としては、台湾には中国とは別の台湾が存続するものとして、日本の外交・貿易政策を決定すべきである。あたかも台湾など存在しないか、いずれは存在しなくなるかのような前提で日本の外交・貿易政策を決定するべきではない。

一方で中国は、改革開放路線をとってからすでに四半世紀を経て、かつての毛沢東時代へ後戻りする可能性はないと見られる。しかしながら、憲法にマルクス・レーニン主義と毛沢東思想を明記し、共産党の指導を謳っていることも事実である。つまり、経済的に大幅に自由化され、市場経済が導入されたからといって、いまだ中国は自由と民主主義の国家になったわけではなく、国家指導者が国民の自由な選挙を通じて選出される状況にもない。したがって、言論・出版・集会・結社の自由を含む基本的人権が十分に護られていない中国が、経済力を高め、軍事力を強化している現状は、アジア太平洋の安全保障にとって潜在的脅威となっていることを否定できない。

日本は、アジア太平洋の平和と安定のために、アメリカとの安全保障条約を維持している。日本列島にはアメリカ軍が駐留しており、日米相俟って日本のシーレーンの安全を確保している。また、アメリカには台湾関係法がある。日本と同様に、台湾を国家として認めず、国交を結んでいないアメリカではあるが、アメリカの国内法である台湾関係法によって台湾の存立のための支援を約束している。アメリカから見た場合、日本列島から台湾

にいたる一連の島々は、中国の太平洋進出に対する防波堤である。この防波堤を外せば、地理的には、アメリカは太平洋を挟んで中国と対峙する形となる。

自由と民主主義という共通の価値観に結ばれ、地理的連鎖をなしている日本、台湾とアメリカの三者は、アジア太平洋の平和と安定の要となるべきである。三者がともに安定し、平和のうちに繁栄を謳歌できる事態は、朝鮮半島でも、台湾海峡でも緊張が高まることなく、また紛争が勃発していない情勢にあることを意味する。こうした情勢を実現し、東アジアの潜在的脅威に備えるためには、日本、台湾、アメリカが安定した関係を保ち、相互に信頼で結ばれていることが望ましい。

実際には、日本、アメリカ、台湾の三者関係において、日米安全保障条約とアメリカの台湾関係法によって、日本とアメリカ、アメリカと台湾の二辺には法的基礎が置かれている。しかしながら、日米、米台と異なり、日本と台湾の一辺には法的基礎がない。これら三者が外力に強い安定した関係となるためには、3点が相互に結ばれた三角形を形成すべきであるが、日台 FTA の実現は、日本、アメリカ、台湾の三角形において欠けている一辺を埋める意味を持つことになる。

経済的にも密接な関係にある日本と台湾において、FTA が実現すれば、さらに一層の経済交流が行われるようになるだろう。そのメリットは当然ある。しかし、以上の見方からすれば、日台 FTA を実現する意義は、経済的効果とは別に、むしろ政治的な意義が大きいのである。とりわけ、日台双方において、他の多くの国家との関係に先んじて日台で協定が締結されるとすれば、その意義はなお大きくなる。これによって、日本、アメリカ、台湾の三角形を安定させることができるだろう。

第2節 日台 FTA 締結の問題点

今日、台湾と国交を保っている国家は 27 カ国に過ぎず、その大半は経済発展の遅れた小国である。中国の妨害のために、台湾は他国と二国間の条約を締結することが難しいばかりではなく、国際機関への参加、国際条約への加盟についても大いに制約を受けている。今日の台湾の正式の国号である「中華民国」の名称での国際機関への参加はほとんど不可能であり、Chinese Taipei など国家ではないニュアンスの別の名称を用いることで、ようやく加入が認められている。オリンピックにおいても、中華民国の名称と、その国旗を用いることはできず、金メダリストが出て、表彰式で国歌を流すことはできない。SARS が蔓延した昨年も、今年も、伝染病対策という非政治的分野であるにもかかわらず、ま

た、台湾が加盟することが伝染病に関する情報の共有という、他の加盟国にとっての利益であることが明らかであるにもかかわらず、中国は対台湾政策の例外を認めず、台湾の世界保健機関（WHO）オブザーバー参加に反対し続けている。

こうした中、2001年末に台湾は「台湾、澎湖島、金門、馬祖独立関税領域」の名称で、世界貿易機関（WTO）への加盟を果たした。これは、WTO12条が、加盟資格を国家に制限しないことを明記している結果であった。もともと、中国が加盟国ではなく、中国自身も加盟申請をしている立場であり、審査される立場であった上に、この12条の規定があったので、台湾が国家としてではなく、独立関税領域としてWTOへ加盟することが可能となったわけである。いずれにしても、中国のWTO加盟から遅れること一ヶ月で台湾もWTO加盟国となったことにより、台湾海峡兩岸の中国と台湾は、ともにWTOの規定に従うことになった。これによって、台湾はWTOの基礎の上で、他国との自由貿易協定（FTA）を締結できることになったのである。

今日の世界では、多国間貿易協定の締結を目ざしつつも、より現実的な二国間、および地域内の自由貿易協定（FTA）の締結を目ざす動きが広がっている。WTOの規定もまた、一定の条件の下でFTA締結が進むことを容認している。台湾とともに中国もこのWTOに加盟している以上、WTOメンバー同士がWTOルールに則った行動をとることを否定することはできない。台湾がWTOメンバーである以上、他のWTOメンバーとの間でFTA協定締結が可能であることは、日本の外務省も認めている。日本と台湾とのFTA締結についても、「理論的には可能」と見ているのである。

しかし、現実には、各国が台湾とFTAを締結しようとするれば、中国はこれに異を唱え、圧力を加えてくる。現に、日本と台湾の民間におけるFTA研究に対しても、反対の意を表明した。しかし、中国が台湾と他国とのFTA締結に対して反対し、干渉を試みることがあるとしても、WTO規定から考えれば、そのような中国の行動が不当なのであって、中国の妨害を招いた国が不適切な行動をとったわけではない。

つまり、WTOという経済・貿易機関によって、日本と台湾との間でFTAを実現するための基盤はできているのである。しかし現実には、日台双方がFTA締結への動きを強めれば、中国は必ず妨害を試みるだろう。それにはさまざまな方法が想定できる。しかしながら、後に詳述するように、元来が正当な加盟国としての権利である以上、中国の干渉は一時的なものに終わらざるをえないだろう。特に、アメリカを含む国際世論が、日台FTAへの妨害は不当であると中国を牽制すれば、その干渉は長くは続かないだろう。

先述のごとく日台 FTA の実現には、経済的効果とともに、むしろ大きな政治的効果が伴うが、交渉においては、あくまでも「自由貿易協定」もしくは「経済協力協定」の締結として検討を行い、WTO の規定に沿う形で締結を図ればよい。台湾の外交部（外務省に相当）の経済貿易委員会 FTA 担当者も、日本は、WTO の規定が認めているものを規定どおりに実施するのみ、という姿勢で臨んで欲しいとの見解を示している。つまり、結果として政治的効果が生まれるということであって、あくまでも FTA は FTA なのである。

むしろ問題は、日台 FTA 締結の形式である。日本が台湾を国家として認めていないために、現状では通常の国際条約の形をとることは困難である。だからといって、日本と台湾が国交を樹立してから FTA 締結を求めることは、筋として正しいが、いつ実現するかわからない空想的な方策になる。したがって、双方の協議に基づいた事項を、日本と台湾のそれぞれが国内法の形で一方的に規定することで、結果的に国際条約と同等の機能をもたせる方法を選択するか、現在の日台双方の交渉窓口である、日本の交流協会と台湾の亜東関係協会の協定の形をとることが現実的な選択肢になる。しかし、「民間団体」である交流協会と亜東関係協会の協定では、日台 FTA が既存の他の国家同士の FTA と対等の価値を持たないことになる。むしろ、日本型台湾関係法と、台湾による対日関係法を同時に成立させることで日台 FTA を実現させることが望ましいと考える。この方式では、議会における正規の立法手続きを経た、国家としての正式の決定となるからである。

このようにして、日台 FTA が締結されれば、日本、台湾、アメリカの三角関係が安定するばかりではなく、アジアの他の国々が、同様の手法で台湾との FTA を締結する道を拓くことにもなるだろう。そして、アジアの各国間の FTA の集積の中に台湾との規定も含まれていることは、台湾を除外しないものとして、将来における東アジア自由貿易圏もしくはアジア太平洋経済共同体が設立されるための基礎を据えることにもなるだろう。

これに対して、日台 FTA が実現せず、ASEAN 各国と台湾との FTA も存在しないことになれば、将来において東アジア自由貿易圏もしくはアジア太平洋経済共同体が実現したときに、台湾が除外される可能性が大である。すでに中国はこの地域で積極的に FTA 外交を推進しているが、「中国と ASEAN とは産業構造が似ており、競合関係にあって、FTA を構築しても貿易創出効果はさほど大きくないことからすれば、中国にとって FTA 締結は経済的側面より政治的配慮が重要であって、中国が米国による対中包囲網を恐れ、南への突破

口として ASEAN との FTA を重視している」、といった見方もされている⁽³⁾。中国の FTA 戦略において、政治的配慮が優先されているとすれば、台湾が今日の香港と同様の、経済圏として自立性がある中国の一地域であるという中国の主張を受け入れない限り、中国が FTA の対象として台湾を取り扱うことはないだろう。そして先述のごとく、今日の台湾は、中国の一地域であることを受け入れることはない。そうだとすれば、中国が主導する東アジア自由貿易圏もしくはアジア自由貿易圏には、台湾は参加することができないのである。

あるいは今日、小泉純一郎首相が提唱している ASEAN+3（日本、中国、韓国）での東アジア共同体構想の場合でも、台湾は含まれていない。しかし、台湾は世界で 17 番目の経済大国である。その台湾をアジアで孤立させることは、台湾経済にとって停滞を余儀なくさせる非常事態となるばかりでなく、関係各国の経済にマイナスの影響を及ぼすことになる。その影響は、台湾との経済関係が密接な日本においても大きいと考えざるを得ない。東アジア共同体あるいはアジア太平洋経済共同体から台湾を除外することは、台湾はもとより周囲に大きなマイナスの影響を与えることになる。

台湾としては、アジアの近隣国から経済的に孤立させられる情勢において、これに換わる国や地域を求めなければならないが、EU にしてもその他の地域にしても、アジア各国と比べると、現在、台湾と密接な経済関係を維持しているわけではなく、台湾にとって ASEAN+3 に代替できる交渉相手を持つことは不可能である。したがって、経済的苦境に陥ることを防ぐために、台湾は本意ながら中国がもつめる「一つの中国」の原則を受け入れるなど、中国に従属的な立場をとらざるをえなくなるかもしれない。そうした情勢は、武力を用いずして台湾を「回収」する、中国の長期目標の実現を意味するだろう。こうした事態の実現が予想されるにもかかわらず、日本が傍観を決め込むとすれば、それは今日の台湾の民意を否定する中国の暴挙に手を貸す愚挙に他ならない。

また、台湾が中国に従属的な関係を強いられるとすれば、日本、台湾、アメリカの三角関係は機能しなくなる一方で、相対的にアジア太平洋における中国の比重がますます大きくなる。つまり、東アジアの国際関係の今日のバランスは崩れることになるだろう。

これに対して、日本が、日台 FTA 実現を他の FTA 締結に先行させることで、域内各国が台湾との FTA を個別に結ぶ状況になれば、将来実現が求められる東アジア共同体ないしアジア自由貿易圏に台湾も含まれることになるだろう。それは、日本にとっても、台湾にとっても、その他各国にとっても、経済的にプラスであり、外交・安全保障上も安定した

⁽³⁾ 経済産業研究所・関志雄・上席研究員の見解（産経新聞、2003年11月20日）。

アジア情勢を生み出す基礎になるのである。

第3節 日台 FTA 実現の日本外交にとっての意義と必要性

前節に述べたように、中国からの干渉、圧力が加えられたとしても日台 FTA を実現し、他のアジア諸国が台湾と FTA を締結する道を拓くならば、この過程を通して、日本は東アジア経済のみならず、同地域の国際政治において主導的役割を演じることになる。つまり、将来の東アジア国際秩序において、日本は国際関係構築のリーダー国の一つとして、東アジアの平和と安定、繁栄に貢献できるようになるだろう。そして、日本は受動的な外交姿勢を脱却して、新たな国際秩序創造のための主体的な外交を実践できるようになるだろう。

日本政府は、すでにシンガポールおよびメキシコと FTA（実際には経済協力協定：EPA）を締結し、フィリピンとも FTA 締結で最終的な合意に達し、さらに協定締結をめざして韓国、マレーシア、タイと政府間交渉を進めている。これらの協定の成立は、双方の経済発展にプラスの効果が期待され、近隣国同士としての友好関係の促進になることは間違いない。さらには、将来の東アジア共同体への基礎を提供することにもなる。

しかし、これらの FTA が締結されたとしても、いわば当然できるはずのことが進められているだけである。そして日本が東アジア共同体の小泉構想をもって ASEAN+3 各国との二国間 FTA 締結を進めているのとは別に、中国は中国で、ASEAN 各国との FTA 締結を目指して日本以上に積極的に行動している。つまり、中国と日本がそれぞれに思惑をもって FTA 外交を展開しているが、いずれにしても台湾抜きで、ASEAN+3 で東アジア自由貿易圏もしくはアジア自由貿易圏の実現が進められているのである。

台湾としても FTA 締結をめざして、アメリカその他に働きかけを行っているが、実現に至ったのは、台湾との国交が維持されている数少ない国の一つであるパナマとの間だけである。今後も台湾が ASEAN 各国などとの FTA を締結していく道は平坦ではない。

したがって、今日の中国および日本が進めている FTA 外交では、台湾が孤立した状態となって、地域全体の経済にとってのマイナス要因を作り出すこと、もしくは台湾が中国に対して従属的立場でアジアの地域的 FTA に加入することを余儀なくされる情勢となることを防げない。

しかも、実現された東アジア共同体においては、結局のところ日本ではなく中国が主導権をとることになるだろう。なぜなら、日本としては台湾を排除しなければならない理由は持たないので、台湾を含めて東アジア共同体を提唱してもよいにもかかわらず、ASEAN

+3の構想を進めているのである。ここで、日本の構想から台湾を除外している理由は、日本政府の対中配慮であると考えられる。つまり、中国は、常に台湾が国際組織の構成員として参加することに反対しているので、中国を含む東アジア共同体は、日本としては排斥する理由がなくとも台湾を外した構想としているのである。そうでなければ、ASEAN+3に香港と台湾を加えたASEAN+5もしくはASEAN+3+2を提唱することができるはずである。つまり、日本がASEAN+3を提唱していること自体が、この構想の主役が日本であるより、影の主役としての中国であることを窺わせるのである。また、日本外交が「対中位負け」外交と揶揄されるような経緯が日中正常化以来の日本外交にはある。

こうした事情と、中国の対日外交における歴史問題への執着からすれば、将来の東アジア共同体を日本が主導することは困難であるといわざるをえない。中国が主導する東アジア共同体においては、台湾は排除されて、アジアにおける孤立を余儀なくされるか、中国への従属を強いられることになるだろう。

これを防ぐためには、日本としては、ASEAN+3との交渉を進めつつ、優先的に日台FTAを実現して、この流れを変えなければならないのである。現在交渉中のASEAN加盟国および韓国とのFTAは、農業の自由貿易問題など解決困難な障壁を抱えているので、本格的なFTA実現にはまだ時間がかかる。しかし、やがては実現するであろう。そして、マレーシア、タイや韓国とのFTA成立の時期が若干遅れたとしても、国際政治上のインパクトはあまりない。これに対して、日台FTAが出遅れた場合は、前述の通り、台湾を苦境に陥れ、アジア全域にマイナスの効果をもたらす危険がある。

これに対して、他の交渉に先行して日台FTAが実現すれば、将来のアジア外交における日本の主体性と主導性を得ることが可能となるほか、日本、台湾、アメリカの三角関係を安定化させられるなど、日本に有利な数々のインパクトを生み出すことが可能になる。そして安定して繁栄への道を歩むアジアの地域的FTAとして東アジア共同体、あるいはアメリカを含むアジア太平洋経済共同体を実現させる道ともなるだろう。

したがって、重要なことは、日本政府が、日台FTAのための本格的な交渉をただちにスタートさせ、現在進行中のFTA交渉より優先的に、1~2年以内の日台FTA実現を旨とすることである。

以下、まず、日本が東アジアにおいてFTAを締結しようとする場合、理論上、いかなるパターンがありうるかを検討し、日本にとって可能であり、なおかつ望ましいシナリオが何であるかを検討する。その上で、上記の提言を導き出すにいたった日本のFTA戦略の現

状を紹介し、台湾との FTA 締結をめぐって、想定される中国による干渉のあり方について検討する。

第2章 日本と台湾、中国の FTA 締結のシナリオ

中国と台湾をめぐる、日本が FTA 締結を考える場合、どのようなパターンがありうるのかについて、以下検討する。実際には、日本の経済および安全保障を考えれば、対米関係を無視して日本の国際関係についてのシミュレーションを行うことは無意味であるし、アジア太平洋の主要国として、日本、中国とアメリカの三国のいずれかを欠く議論は現実的ではない。

そこで、日本を中心に考えて中国、台湾、アメリカとの FTA 締結の組み合わせを列挙すると、まず、日本が対米関係で FTA を締結せずに、①中国と二国間 FTA を締結し、台湾とは締結しない場合、②台湾と二国間 FTA を締結して、中国とは FTA を締結しない場合、③中国と二国間の FTA を締結し、台湾とも FTA を締結する場合、④東アジア FTA を締結し、その中に中国は含むが台湾を含まない場合、⑤東アジア FTA を締結し、その中に台湾を含むが、中国は含まない場合、⑥東アジア FTA を締結し、その中に中国と台湾を両者とも含む場合、の 6 パターンがある。ここでは、アメリカを除外して、日本と中国およびアジア諸国からなる FTA を東アジア自由貿易圏と呼ぶことにする。

次に、日本が対米関係で FTA を締結している場合に、上記と同様の 6 パターン (⑦～⑫) が考えられる。ここでは、アメリカを含み、日本、中国とアジア諸国によって結成される FTA をアジア太平洋経済共同体と呼ぶことにする。

以上の全体では、次の表のように 12 通りのパターンに分けられることになる。

日本の FTA 締結のパターン	対米 FTA が ない	日中二国間 FTA の締結 ①	
		日台二国間 FTA の締結 ②	
		日中 FTA と日台 FTA を締結 ③	
		東アジア自由貿易圏	中国を含み台湾は含まない ④
			台湾を含み中国は含まない ⑤
			中国と台湾を含む ⑥
	対米 FTA が ある	日中二国間 FTA の締結 ⑦	
		日台二国間 FTA の締結 ⑧	
		日中 FTA と日台二国間 FTA を締結 ⑨	
		アジア太平洋経済共同体	中国を含み台湾は含まない ⑩
			台湾を含み中国は含まない ⑪
			中国と台湾を含む ⑫

このほかに、米国と中国、米国と台湾、中国と台湾のあいだに FTA が実現するかどうか、その他 ASEAN との関係や EU との関係などを想定すればまだまだ多くの組み合わせが考えられる。しかし、ここでは日本外交の選択という観点から、上記の 12 通りを基礎として、それに関連する可能と思われるシナリオを検討する。

第 1 節 台湾が除外されるシナリオ

外務省の「日本の FTA 戦略」において、日本が FTA を締結すべき地域として、東アジアとともに米州が挙げられている。つまり、日本は、近隣の東アジア諸国との FTA を進めると同時に、アメリカを含む米州との FTA の必要性を感じているということである。実際、日本はすでに、米州のなかでメキシコと FTA を締結している。しかし現在、日米間には FTA が存在せず、また具体的に FTA 交渉は進められていない。

したがって、当面は、表の①から⑥のケースが⑦から⑫のケースより現実的といえるかもしれない。

まず、日本が中国との FTA を締結して台湾との FTA を締結しない場合 (①) であるが、こうした状況は、輸出入自由化の進め方で両国間に合意が達成されれば実現する可能性は高い。現実には、日本が中国からの農産物輸入について全面的に自由化することは日本の国内情勢からして容易ではないなど、いくつものハードルが考えられるが、障碍を個々に克服すれば実現不可能ではない。中国は ASEAN との FTA 交渉を進める傍ら、日本および韓国にも FTA 締結を呼びかけており、中国側にもその意思がある。

中国は、日本が台湾を国家として扱うことを望まないもので、日中に FTA が締結された後に日台 FTA が結ばれて、日中と日台 FTA が並存する状態 (③) へと進むことは困難である。したがって、日本と中国が ASEAN 各国と FTA を締結し、日中が FTA を実現すれば台湾を除外した東アジア自由貿易圏 (④) の形へと進む可能性がある。

それでは、この東アジア自由貿易圏において、日本と中国のどちらがより主導的な存在になるのだろうか。

1990 年までであれば、経済規模において日本が中国を圧倒する状況にあり、経済大国として欧米各国その他に信用と実績もあり、経済に関する国際組織ではアジアにおいて日本が主導権をとれる可能性があった。しかし、日本が 90 年代にバブル崩壊後の「失われた 10 年」を経験している間に、中国は高度経済成長を維持し、両国の経済規模の差は小さくなった。しかも、中国の経済が、社会主義にとらわれない市場経済主導の状況にあることは

世界の常識となった。成長する中国経済の評価は高く、しかも、中国は核武装国にして国際連合安全保障理事会常任理事国であり、世界最大の人口を抱える人口大国でもある。労働力の供給元としても、消費市場としても、投資先としても、周辺国にとって魅力的な、もしくは大きな影響力のある存在として中国は認識されている。したがって、今日では、経済の組織だからと言って、安易に、アジア経済共同体が結成されるときに日本が中国より主導的な立場をとることができると思えることはできない。

むしろ経済力が高まる中国が、軍事力および政治力においても長けていることからして、東アジアの共同体の中で中国が主導権を握ることは自然なことであろう。そして日本は、日中国交正常化以後に、中国に対して対等以上の外交を展開してきた実績がない。むしろ、教科書問題にしても、靖国神社参拝問題にしても、中国が圧力をかけてくれば、日本の内閣では大臣が更迭され、中国の主張に沿った解決が図られてきた歴史がある。つまり、過去 50 年の歴史から見れば、中国を相手にして日本が主導権をとることはかなり難しい。

このように東アジア自由貿易圏において、「一つの中国」を原則とする中国が主導権をとるならば、台湾が他国と対等の立場で加盟することは非常に困難である。台湾が加盟するには、中国が主張しているように、「一国両制（一国家二制度）」を受け入れ、台湾は中国の一部であるとし、香港と類似の立場で中国に従属的な自立的経済体という資格で加盟することに甘んじなければならないかもしれない。

むしろ、上記のごとき東アジア自由貿易圏が実現するとき、台湾が、それに加入しなければ経済を維持できないという危機感を抱くであろうことから、その結果、台湾が中国に対して従属的な立場を受容せざるをえなくなるようにすることが、中国の対アジア FTA 戦略の目的の一つであると推測することもできる。

いずれにしても、アジア情勢を中国が主導する限り、台湾がアジアの国々と FTA を締結することは非常に難しい。そして、台湾にとっては、アジアの国々と二国間の FTA が結べない場合も、東アジア自由貿易圏から排除される場合も、経済的に政治的に大きな打撃となるだろう。

次に、アメリカを含むアジア太平洋経済共同体に、中国は参加し、台湾が参加しないというパターン (10) である。これには中国は反対する理由がないので、もし日米両国政府がこの組み合わせに賛成すれば、実現することは困難ではない。しかし、これでは台湾外しであって、アジアにおいて台湾を孤立させることになる。しかも、台湾の孤立の度合いは、日中、米中、日米の二国間 FTA があって台湾がこの輪に入れないという場合より深刻

である。つまり、台湾は単に日本、アメリカ、中国から排除されるばかりではなくアジア全域から孤立させられることになるからである。

これでは、台湾の将来は、経済的閉塞状況においやられて衰退するか、中国に従属的な存在になる以外にないことになり、台湾海峡をめぐる安全保障情勢、日本にとってのシーレーン防衛や、尖閣列島の帰属など、外交防衛上の懸案事項においていずれも日本に不利な方向へ情勢が変化することになる。この場合、日中の経済関係は緊密になり、東アジア諸国との関係がさらに改善されるかもしれないが、台湾をめぐる政治経済情勢が悪化することになるので日本が採るべき道ではない。

つまり、中国事情からすればアメリカ、日本、中国を含み、台湾を含まない広域 FTA は、実現可能性はあるものの、そもそも日本もアメリカも、自由・民主の台湾を切り捨てるような選択肢をとるべきではないのである。

次に、日本が対米 FTA を締結しており、日本は中国と二国間 FTA を締結して台湾とは FTA を締結しないというパターン (⑦) である。この状況で米台も FTA を締結しないとすれば、これは中国が主張している「一つの中国の原則」に反しないので中国が干渉を試みる必要がなく、十分に実現性がある。またこの場合、日米関係に支障が出る理由はない。

しかしながら、もしも日台 FTA と米台 FTA がともに締結されないとすれば、ASEAN が台湾に対してどのような FTA 外交をとったにしても、アジア太平洋の主要国間で台湾が孤立することになる。それだけではなく、この場合、日本とアメリカは台湾を孤立させること、もしくは台湾が中国に従属的な関係に置かれることを容認したものと国際社会がみなす可能性がある。台湾としては、日米にその存在を軽視される状況では、EU やアジアの他の国々との関係に活路を見出さなければならないのだが、この場合は、それも難しい情勢におかれることになる。したがって、このパターンでは、台湾が高い経済パフォーマンスを維持することは非常に困難である。

日本にとって台湾との関係は経済的な意味ばかりではなく、安全保障上も重要であり、またアジアにおける数少ない親日国家であるという点からも、台湾を孤立に追い込むことは日本にとって有利ではない。さらに、世界最大の人口を抱える中国が、経済成長とともに、軍事力をますます増強することになる結果、アジア太平洋の勢力バランスが中国優位に傾くことになる。この点から見ると、日本ばかりではなくアメリカにとっても望ましくない選択肢ということになる。

以上のごとく、日中および日米の FTA が締結されて日台・米台 FTA がいない状況は、実現

可能なパターンであるが、東アジアの平和と安定、そして日台関係および米台関係と台湾の将来にとって大きなマイナスが発生する可能性があるので、日米ともにとるべきではない選択肢だということになる。

また、日中と日米の FTA が締結されており、米台の FTA が存在する場合には、たとえ日台の FTA がなくとも、台湾にとってはまだ生存空間を確保できる可能性が残される状況となる。中国は必ず米台 FTA に反対するので、それにもかかわらず米国が取って台湾との FTA を締結したことで、アメリカの台湾支持の姿勢は強く示されることになる。しかし、米中関係は悪化して、ある程度緊張する図式になる。

この場合、米中が対立的になる一方で、米台の強い結びつきが示されるのに対して、日本は台湾を尊重せずに中国を尊重するのであるから、日米の関係が弱体化する可能性がある。この結果として、日本はアメリカより中国に近づく可能性がある。

これでは、アジア太平洋の国家関係において、中国の比重がますます高まり、アメリカの影響力が相対的に弱くなる可能性がある。そうなれば、日本はますます中国の引力に引き込まれる可能性が高くなる。

第 2 節 台湾がアジアの FTA に含まれるシナリオ

しかしながら、次のようなシナリオでは、台湾がアジアの FTA に含まれることになる。それはまた、日本が東アジア自由貿易圏において主導権を握るシナリオでもある。

第一に、日本の FTA 外交のなかで日台 FTA を優先的に実現した場合である。日本と台湾が、他のアジア諸国間の種々の FTA 締結外交のなかで、かなり早い段階で FTA を実現する場合、中国以外のアジア諸国が日本と同様に台湾との FTA を締結する可能性がある。日本としては、この場合に中国排除の意図がないことを示すべきであり、日中 FTA 締結のための交渉が日台 FTA から遠くない時期に本格的に始められなければならない。アジア諸国もまた、同様に対中国の FTA を進めているはずである。

この場合、台湾を含むアジア諸国間に多様な二国間 FTA が締結されることになり、中国としては台湾を取って排除するメリットがなくなり、台湾と中国をともに含むアジア経済共同体を実現する可能性が出てくるのである。つまり、台湾が中国に対して従属的になる犠牲を払わずに、台湾と中国をともに含む東アジア自由貿易圏を実現する鍵は、日本がこの地域の国際関係において主導権を握ることができるかどうかにかかっており、それは日台 FTA の優先的実現が可能かどうかによって決まるのである。

しかし、実際に日台 FTA を実現しようとするれば、中国が種々の干渉を試みるのが想定される。したがって、日台 FTA 実現のためには、中国からの干渉を克服することが必要である。そればかりではなく、中国からの干渉を警戒して台湾との FTA 促進に消極的になる日本国内の世論を克服する必要がある。

これらの障害を克服して日台 FTA が二国間で締結された場合には、現在以上に日台関係の経済交流、経済協力、人事交流などが緊密化することになる。一方、中国は日本に対して、また台湾に対して、さまざまな圧力を加えられられる。しかし日台 FTA が実現しても、中国が特に敵対的措置を採らない限り、日中および中台の経済関係が、疎遠にならなければならない理由はない。発展しつつある巨大経済として、日本にとっても台湾にとっても中国経済との関係は重要である。したがって、日台の協力体制の下でも中国との関係が発展することは可能である。

本来、中国は、経済発展とそのために必要な安定したアジア情勢を維持する目的からすれば、日台の結束と協力を反対する理由も必然性もない。しかし、そうした経済の論理を離れて、台湾を中国と対等な独立した政治実体として認めず、「一つの中国」の原則と「一国両制」を主張する中国の政治的原則からすれば、日本と台湾が FTA を締結することになんらの反対もしないことは想定できない。これに対して、日本としては、中国に経済の論理をもって説明し、日台 FTA の締結、そして台湾を含む東アジア自由貿易圏が中国にとっても有益であることを説得することである。

いずれにしても、中国の過去の外交政策から考えれば、日台 FTA 締結には中国からの干渉、圧力が予想される。しかし、それにもかかわらず日本と台湾が FTA 締結を実現すれば、東アジアの平和と安定、繁栄のためにもプラスになる。さらに、結果的に、日本が受動的な外交姿勢を脱却して、平和と安定、繁栄のための新たな国際秩序創造のために積極的に貢献する国家となる道を拓くことにもなる。

すでに FTA（実際には経済協力協定：EPA）を締結したシンガポールとメキシコはともかく、今日の日本が協定締結を旨として政府間交渉を進めている韓国、フィリピン、マレーシア、タイとの FTA は、成立の時期が若干遅れたとしても、国際政治にインパクトはあまりない。これに対して、他の交渉に日台 FTA が先行することで、日本に有利な数々のインパクトを生み出すことが可能になるのである。

中国とは異なる東アジア共同体構想を実現させる道を拓くことで、日本は東アジア経済のみならず、同地域の国際政治において主導的役割を演じることになり、また、中国が域

内の覇権を掌握することをけん制することにもなる。つまり、将来の東アジア国際秩序において、日本は国際関係構築の鍵を握る存在として、東アジアの平和と安定、繁栄に貢献できるようになるだろう。さらに、台湾が東アジアのなかで安定した位置を占めるようになることで、日台の経済発展にプラスの効果をもたらすのみならず、同地域全体の経済においてもプラスの要因となるだろう。逆に、周囲が地域 FTA 締結へと進む中で、台湾が孤立する場合には、台湾経済は停滞を余儀なくされ、地域経済の足を引っ張る要因となる。

日台 FTA および ASEAN 諸国と台湾との FTA が実現する状況で、東アジア自由貿易圏が結成される情勢では、中国も経済発展の維持のためにこの自由貿易圏に加わることになるだろう。台湾が、国家としての名称ではなく、「独立関税領域」などの名称であれば、中国の加盟はより容易になるものと見られる。

つまり、中国主導で東アジア自由貿易圏が結成される場合に台湾が排除されやすくなるのに対して、日本主導で、日台 FTA が先行的に実現される情勢では、中国、台湾をともに含む、東アジア自由貿易圏が実現する可能性が高くなるのである。

次に、日米 FTA と日台 FTA が締結されて、日中 FTA が存在しないという状況 (⑧) において、もし米台 FTA も存在するとすれば、日米台が中国と対峙する図式になる。中国とすれば、日米から排除されるという構図であり、強く日米に反発するとともに、中台関係はかなりの緊張を強いられることになる。台湾の経済にとって大きなマイナス効果が発生するかもしれない。また、台湾海峡兩岸の緊張の高まりは、日本とアメリカにとっては安全保障上の緊張の高まりを招く結果になる。こうした緊張は望ましいことではないので、中国を除外した日台、日米、米対 FTA という選択肢が採られることはまずないだろう。

それでは日米に FTA があって、日中にも日台にも FTA が結ばれるという状況 (⑨) はどうかといえば、実現することは容易ではない。しかし、日台 FTA、米台 FTA、日米 FTA がともに実現している状況から、さらに他のアジア諸国とも、日本、台湾、アメリカが相互に FTA を締結しているという情勢で、アジア太平洋の包括的な自由貿易圏の成立が具体化する段階で、日中 FTA が締結されることは想定できる。つまり、中国としては、日台 FTA が実現している状態では、日中 FTA を同レベルで締結することは望まないだろうが、アジアに自由貿易圏が実現する段階では、アジア自由貿易圏加入のために日中 FTA が実現する可能性がある。

日米 FTA が存在して、日台 FTA と日中 FTA がともに実現すれば、日中、米中関係とともに台湾の存在も安定することになるので、これは東アジアにおいて実現が望ましい状況

の一つであるといえる。

また、この場合、日・米・中・台すべてが FTA によって結ばれるわけであるから、この地域に紛争は起こりにくい状況となるため、アメリカと東アジアを含むアジア太平洋の広域 FTA が実現する可能性も高くなる。

次に、アジア太平洋経済共同体に台湾が参加して、中国が参加しないというパターン (⑪) について検討する。これは、中国としてはなんとしても避けたい状況である。しかしむしろ、人口大国、軍事大国であり経済大国にもなりつつある中国を排除したアジア太平洋の経済圏というのは意味がなく、実現が目指される可能性は非常に低い。もし、こうしたアジア太平洋の経済共同体から中国が排斥されるという事態があるとすれば、中国経済が周囲から見て全く信頼できない状況、混乱し崩壊しているということであろう。この場合、中国経済としてはすでに危機にある可能性が高いが、そうでなくともこうした状況が成立すれば中国経済は発展の契機を失い危機的状況を招来することになるだろう。

最後に、環太平洋自由貿易圏に中国と台湾の両者が包括されるというパターン (⑫) についてであるが、これは一定の可能性があると考えるべきだろう。これにより、ますます経済的関係が深まる日中、米中、中台の關係に条約に基づく基盤が提供されることになる。しかも、この場合、日本、アメリカ、中国、台湾がすべてアジア太平洋の経済共同体に加わるということは、中台の緊張が緩和した情勢を反映しているため、アジア太平洋の平和と安定、そして繁栄のために望ましい状況が実現していることになる。

中国にとっても、この場合日本、アメリカ、台湾の市場、資本を最大限に活用できることになり、技術移転を促進して中国の全体的繁栄を促し、国内経済のレベルアップと貧富の格差の解消への道をつけられる可能性が出てくる。

以上のごとく、日米に FTA が締結されることを前提にした 6 パターンでは、日米、日中、日台、米中、米台のすべての FTA が締結される場合、および日・米・中・台すべてを含むアジア太平洋の経済共同体となるパターンは、事実上同じ状況になる可能性が高く、しかもいずれにしてもアジア太平洋の平和と安定、そして繁栄にとって望ましい情勢を招来するものであるといえる。

第3章 日本のFTA戦略とFTA交渉の現状

もともと、日本は対外経済政策として、多角的貿易協定の実現を推進する立場であり、二国間もしくは地域間の貿易協定には消極的、もしくは否定的であった。しかしながら、現実には、多角的貿易協定の締結には多くの分野にわたって、多くの国の間での協調と合意を得なければならないために、非常に大きなエネルギーと時間が必要になることが明らかになってきた。ウルグアイラウンドの場合、当初の予定では1986年から4年間で交渉が妥結されるはずであったが、その二倍の8年をかけての協定締結となったのである。

幸いWTOの発足にはこぎつけたものの、その後の多国間協定の交渉も予定通りには進んでいないのが現状である。この結果、世界では多国間ラウンド方式での貿易自由化推進と併行して、これを補完するものとして地域内や二国間での自由貿易協定（FTA）の締結を推進することになった。そもそも、現実には、欧州共同体（EC：European Community）から欧州連合（EU：European Union）への発展や、北米自由貿易協定（NAFTA：North American Free Trade Agreement）から米州自由貿易地域（FTAA：Free Trade Area of the Americas）発足の動きなど、各地では地域的なもしくは二国間の自由貿易協定の締結は従来から一貫して模索されてきたのであって、日本はこうした流れに取り残された形となっていたわけである。

振り返ってみれば、ウルグアイ・ラウンドがようやく交渉妥結に至り、95年にはWTOがスタートしたが、新ラウンドについては開始の合意そのものが2001年にようやく得られるという難航ぶりだった。その間の1999年にシアトルでのWTO閣僚会議が、会場外のNGOその他の騒乱のなかで失敗に終わったが、同年末から日本はシンガポールとのFTA締結検討を公式に開始した。こうして、新ラウンド交渉開始が決まったが、それにもかかわらず、2001年以後の日本は、地域もしくは二国間FTA締結をむしろ積極的に進めるようになったのである。

APECにおいても、2001年10月の上海閣僚会議では、WTOの次期多角的貿易交渉開始の重要性が強調される一方で、各国・地域が二国・地域間で自由貿易協定締結を目指す動きが目立った。

いずれにしても、日本の外交政策のなかにFTA締結交渉が重要施策として位置づけられてまだ5年に満たない。しかし、FTA締結に関しての当面の方向性は定まってきており、当面の交渉の対象としている地域は、東アジア・東南アジアである。とりわけ、ASEAN+

3（日本、中国、韓国）の諸国と二国間の FTA を締結し、やがてこの地域の FTA もしくは経済共同体へ進めようというのが、今日の日本の構想となっている。また、外務省では、日本が FTA 交渉相手国を決める優先順位は①経済的基準、②地理的基準、③政治外交的基準、④現実的可能性、⑤時間的基準、によることを示している⁽⁴⁾。

すでに、2002 年には日本とシンガポールの FTA が実現し、これに続いて 2004 年にメキシコとの協定が締結され、フィリピンとの協定締結の最終合意が得られており、さらに韓国・マレーシア・タイとの交渉が進められているというのが現状である。FTA は、今日の日本の外交・貿易上の主要テーマの一つとなっているため事態は流動的であるが、その概要を紹介する。

第 1 節 経団連の提言

1 提言「自由貿易協定の積極的な推進を望む」

日本において、各地との FTA 締結を積極的に求めてきた団体の一つが社団法人・日本経済団体連合会（以下、経団連と略称する）である。経団連は、すでに長期にわたって自由貿易協定締結を求めてきただけでなく、日本と台湾の間の FTA、いわゆる日台 FTA について日本側の担当機関として台湾側との協議を進めてきた。このため、以下、今日までの流れを、外務省の動きとともに、経団連の提言を用いて振り返る。

まず、経団連が FTA の推進を求める提言の嚆矢となったのは 1999 年 5 月の提言「次期 WTO 交渉への期待と今後のわが国の通商政策の課題」であった。このなかで、政府に対して、FTA の実現に向けて検討することを求めていたが、改めて内容に踏み込んだ提言が「自由貿易協定の積極的な推進を望む—通商政策の新たな展開に向けて—」（2000 年 7 月 18 日）であった。経団連がこうした提言を出した背景には、従来からの多角的貿易協定方式、つまり WTO の新ラウンドにおける交渉の進捗がはかばかしくないとの認識があった。

同提言の分析では、ASEAN 自由貿易地域（AFTA：1992 年）や北米自由貿易協定（NAFTA：1994 年）あるいは EU（ヨーロッパ連合）の拡大など、90 年代には多くの協定が発足もしくは拡大したが、これらの協定の方向は、従来の、締約国間における物品の貿易に関する関税や非関税障壁等の障害の除去をめざす自由貿易協定から、物品ではない「サービス貿易の自由化や、投資の保護・自由化、通商ルールの整備、基準・認証の調和と相互認証、知的財産権の保護、政府調達市場の開放、税関手続き面での政府間協力、紛争

⁽⁴⁾ 外務省経済局「日本の FTA 戦略」2002 年 10 月。

処理手続きの整備」(同提言、2なぜ自由貿易協定か)などWTOの範囲を超えた内容を持つものとなっている。さらに、これは、単に地域間経済交流の密接化によるものではなく、IT化の進展や、経済のソフト化など、急速に進む経済構造の変革に対応した、必要不可欠な変化であるとの認識を示した。

しかも、同提言は、FTA締結を推進することで、①相手国・地域とのビジネス機会を拡大する重要なツールとなる、②欧米諸国が自由貿易協定への取り組みを強化するなか、わが国企業が蒙る競争上の不利益を解消していく必要がある、③域内の競争を促進し、日本国内の経済構造改革を促す、そして④WTOによる貿易や投資の自由化やルール作りを補完することができる、としている。

2 提言「活力と魅力溢れる日本をめざして」

経団連は、2003年1月1日に、「活力と魅力溢れる日本をめざして」を発表した。これは、21世紀の日本のビジョンを提示したものである。その第3章は「東アジアの連携を強化しグローバル競争に挑む」と題され、東アジアにおける日本のあり方を次のように提議した。

すなわち、日本は「アジア自由経済圏」構想を実現するべく、強いイニシアティブを発揮し、日本は自らの手で市場開放を行う「第三の開国」を進めるべきだというものである。そして、東アジアの諸国がそれぞれに欧米各国とのFTAを結ぶ状況になると、東アジアの「各国は他の東アジア諸国とのあいだにおいて、欧米企業に対し劣位に立たされるほか、地域としての脆弱性を克服できないといった問題が生じる」(「活力と魅力溢れる日本をめざして」概要版)ことが懸念されるとの認識から、東アジア各国が域外とのFTAを締結する前に、東アジアにおける自由貿易圏を形成すべきであると主張されている。

問題は、そこに含まれる国はどこなのかということである。同提言では、日本、中国、韓国、ASEANの13カ国、つまりASEAN+3によって構築されるものとして「アジア自由経済圏」が構想されている。そして提言には、日本の強いイニシアティブが謳われている。

3 提言「経済連携の強化に向けた緊急提言」

—経済連携協定(EPA)を戦略的に推進するための具体的方策—

経団連は、2004年3月16日に「経済連携の強化に向けた緊急提言」を発表した。これは、先述の「アジア自由経済圏」に代えて「東アジア自由経済圏」の実現を呼びかけた文書である。その目的とするところは、ただ単に経済的繁栄、すなわち豊かな国民生活の実現を求めるのではなく、日本が国際社会に積極的貢献を図るところにある。

そこでは、多角的な国際通商体制の強化とならんで、重要な国・地域との二国間・地域間の連携強化が謳われている。つまり、一年三ヶ月前の提言より、具体的で重層的な提言である。そこに「戦略的に推進する」という言葉が使われた理由がある。この提言のポイントは、緊急に実行すべき施策が指摘されていると同時に、「内閣総理大臣がリーダーシップを発揮できる『司令塔』を設置し一体的・集中的に推進」することを求めているところにある。つまり、実現すべき目標と同時に、これを実現するための国内の体制整備が予め提言に含まれている。また、従来のFTAの考え方を超えたEPA（経済連携協定）を締結することが目指されている。

また、ここで、わざわざ経済連携強化を二国間のみに限定せず、「重要な国・地域」と表記していることは、日本が中国・韓国およびASEAN諸国ばかりでなく香港・台湾とのEPA締結を意識した提案と理解することもできる。

しかし、ここでは明確にどの国・地域を対象に含めるかという議論は避けられている。ただし、付属の資料では「資料第一：各国・地域とのEPAに関する議論の概況」において、シンガポール、メキシコ、韓国、タイ、フィリピン、マレーシア、台湾、インドネシア、ASEANが列挙されている。この資料は、現状を示しているだけであるし、メキシコが含まれていることに明らかなく、「アジア自由経済圏」や「東アジア自由経済圏」の領域を示すための資料とはなっていない。したがって、経団連の意図する「東アジア自由経済圏」に、国家間ではなく民間ベースで検討が行われている台湾が含まれるのかどうかは判断できない。

なお、同提言が主張する「政府におけるEPA推進体制」（資料第7）では、内閣総理大臣を本部長に任じ、経済連携特命担当大臣（仮称）を本部長代理とし、さらに外務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣など関係閣僚を本部員として、この構想実現のために内閣に「経済連携戦略本部（仮称）」を設置することが求められている。

第2節 日本の FTA 交渉の経過と FTA の現状

1 日本とシンガポールの経済連携協定

日本にとっての最初の FTA となったのが、シンガポールとの間に 2002 年 1 月 13 日に締結、発効された「新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定 (JSEPA: The Japan-Singapore Economic Partnership Agreement)」である。これは、その名称が示すとおり、「両国間の貿易にかかわる障壁を撤廃する伝統的な FTA ではなく、投資の自由化、貿易および投資の円滑化、さらには人材育成や中小企業振興などさまざまな分野における二国間協力などを含む包括的な協定、つまり EPA である⁽⁵⁾。この協定の場合、1999 年 12 月の首脳会談での合意によって合同検討会の設置が決まり、2002 年中に発効する結果となった。つまり、三年を要せずして包括的な経済連携協定が実現したことになる。

同協定の締結によって実現が期待されたことは、以下のことがらであった⁽⁶⁾。まず、「ビジネス環境の改善」として、双方における通関手続きや税務処理の簡素化、あるいは不動産所有制限の緩和や工事請負契約の標準化が期待された。また、「産業競争力の強化」として、自由貿易協定による両国産業の競争激化によって、情報通信、金融などのサービス産業における制度のグローバル化に向けたハーモナイゼーションや技術・ノウハウの移転に関する協力が促進されることが期待されている。さらに、「アジア域内の経済関係緊密化」として、WTO による自由化と AFTA や APEC などの地域的自由化アプローチに加えて二国間の協定を締結することで、「重層的自由化アプローチにより、アジア域内で経済合理性に基づく分業を進める」ことは、「アジアの持続的発展のために極めて重要」とであると評価されていた。

実際に締結された EPA では、日本からシンガポールへの輸出品にかかっていた関税はすべて撤廃され、日本側も新たに約 3800 品目の関税を撤廃し、シンガポールからの輸入額の 94% が関税率ゼロの対象となる。例外とされるのは、一部の石油化学製品と農水産物である。また、電子商取引のルール統一や、技術者などの移動を促進する相互資格認定など、従来の FTA の対象としていない合意事項を含めたものとなり、事前の期待に一定の範囲で応えるものとなった。

⁽⁵⁾ 浦田秀次郎「日本にとっての FTA の意義と課題」(『FTA ガイドブック』所収、ジェトロ刊、2002 年 11 月)。

⁽⁶⁾ 経団連意見書「日本シンガポール自由貿易協定への期待」2000 年 10 月 2 日。

2 日本メキシコ自由貿易協定

シンガポールに次いで実現が図られたのは、日本とメキシコとの自由貿易協定である。これは両国政府が設置した「経済関係強化のための日墨共同研究会」によって検討が進められ、2004年3月に協定の大筋合意に至ったものである。

メキシコとの自由貿易協定の意義は、米州との経済協力関係の足掛かりになることと、メキシコの有する豊富な天然資源、労働力と、日本の産業資本、技術とを結びつけるという二重の側面がある。つまり、太平洋を越えた地域的連携の意義と、経済的相互補完の条件があることが日墨 FTA を推進した理由である。地域的連携に関してメキシコは、32カ国との FTA を締結しているほど「北米、中南米欧州の巨大なトライアングル市場の中心に位置している」⁽⁷⁾ ので、日墨 FTA は、このトライアングル市場とアジア市場をつなぐ手段になることが期待されたのである。また、メキシコの国内総生産はおよそ 6400 億ドルで世界第十位であり、ASEAN10 カ国の合計を上回る経済規模をもっている。

そこで、反対に FTA 先進国であるメキシコにおいて日墨 FTA が存在しないことは、メキシコにおける日本の企業活動にマイナスの効果をもたらすことにもなる。つまり、日本企業は、「関税面だけでなく、政府調達、投資等の面においても、欧米企業に対して競争上不利な立場に立たされ、実害を被っている」⁽⁸⁾ 事情も指摘されていた。

この損失に関しては、後の経団連の試算では、年間約 4000 億円になると指摘し、FTA の早期締結の必要性を明らかにした⁽⁹⁾。この金額は、平成 11 年（1999 年）のメキシコへの年間輸出総額が約 4900 億円であることを考えれば非常に大きなものである。さらには、メキシコのフォックス大統領が 2003 年 5 月に、経済活性化策の一環である政府調達の国際入札資格をメキシコと FTA を締結している国の企業と国内企業に限定する方針を表明したことなども、日本企業に損失を与える結果になると指摘された。

日墨 FTA は、2004 年 3 月 12 日に最終合意に達した。内容は、日本側が豚肉やオレンジ、オレンジジュースなどに低率関税枠を設けて農産物の輸入を拡大し、メキシコ側は自動車市場を七年目に、鉄鋼市場を十年以内に自由化するというものである。物品のみならずサービスについても自由な移動を促進することになり、これにより、懸案であったメキシコ

⁽⁷⁾ 経団連意見書「日墨自由貿易協定の早期締結を改めて求める」2001年10月23日。

⁽⁸⁾ 経団連意見書「日墨自由貿易協定の政府間交渉開始を歓迎するとともに、早期締結を強く望む」2002年10月30日。

⁽⁹⁾ 産経新聞、2003年6月17日。

の政府調達への日本企業の入札が認められることになる⁽¹⁰⁾。

同協定もまた、実際には FTA を柱とする EPA であるが、2004 年 9 月 17 日に、小泉首相がメキシコを訪問した際に署名され、来年（2005 年）4 月に発効することとなった。

3 日韓の経済協力強化

日本と韓国の FTA については、日本貿易振興会（JETRO）のアジア経済研究所と韓国の対外経済政策研究院が、2000 年 5 月 23 日に日韓両国が自由貿易協定を締結した場合の経済効果などをまとめた研究結果を「共同声明」として発表した⁽¹¹⁾。この中で、両国が協定を結び市場が一体化すれば、関税撤廃による貿易拡大のほか、日韓企業間における戦略的提携の加速、生産性向上や価格低下を通じた世界的に競争力のある企業の育成などの効果があると指摘した。

2002 年 3 月の小泉首相と金大中大統領との首脳会談で、FTA 締結へ向けた産官学の代表者による共同研究会の設置が合意されていたが、7 月 2 日には、日本政府は二年をめどに共同研究会の報告書をまとめ、条約交渉を進める考えを明らかにした⁽¹²⁾。しかし、韓国側ではマスコミの七割が慎重な論調であるという状況が経済産業省関係者から紹介されている。それでも、日本が進めようとしている東アジア経済圏構築のためには、日本にとっては韓国との FTA 締結が「最初のハードル」になると見られている。

その後、日韓の戦略的連携の推進とともに、韓国が推進している「東北アジアビジネスハブ建設」構想と日本の経済界が目ざしている「東アジアにおける自由経済圏構想」の実現に努力することで、日本側では経団連、日本商工会議所、経済同友会、日本貿易会、日韓経済協会が、韓国側では全国経済人連合会、大韓商工会議所、韓国貿易協会、中小企業共同組合中央会、韓国経営者総協会、韓日経済協会の代表者が「日韓関係の一層の緊密化に向けた両国経済界の決意」を表明した（2003 年 6 月 8 日）。つまり、政府主導の日韓 FTA 締結への動きに対して、経済界としてこれを後押しする声明が出されたわけである。

結局、2003 年 10 月 2 日、小泉・金大中首脳会談に基づいて設置された日韓 FTA 共同研究会は、同首脳会談から一年半、同研究会設置から一年三ヶ月足らずで、「日韓 FTA は双方にとって有益」とする報告書をまとめた。しかし、農水産業関連からはさまざまな異論

(10) 産経新聞、2004 年 3 月 13 日。

(11) 産経新聞、2000 年 5 月 24 日。

(12) 産経新聞、2002 年 7 月 3 日。

が出てくることが予想され、交渉が順調に進むと期待することは困難であると見られている⁽¹³⁾。いずれにしても、同報告書では、「日韓 FTA は東アジアにおける地域協力を促進し、東アジアの平和と繁栄に寄与する」ことを強調した。日韓 FTA を先行させることで、中国を含めた地域経済圏の形成に向けての主導権を確保しようとする狙いもあると見られている。

なお、日韓 FTA については、2003 年 12 月 22 日に日韓自由貿易協定締結のための第一回政府間交渉が行われ、その後は二ヶ月に一度ずつ協議を行う基本原則で合意した⁽¹⁴⁾。ここでは、日韓 FTA は、「両国首脳のリダーシップによる共通ビジョン」であることが確認されるとともに、アジアの先進国である日韓両国が FTA を締結することの重要性が強調されたという。すでに同年 10 月の日韓首脳会談で、2005 年までの締結を目標とすることが合意されており、その実現へ向けて急速に協議が進められる状況にある。また、両国を合わせれば人口一億七千万人、約五兆ドルの市場となるとの試算が示され、韓国側としては世界経済のブロック化に対応するための措置になりうると判断しているようだ。

4 タイ、フィリピン、マレーシアとの経済連携協定

小泉首相は、2002 年 1 月 14 日にシンガポールにおいて「東アジアの中の日本と ASEAN」と題する演説を行い、そのなかで「日・ASEAN 包括的経済連携構想」を提案した。しかしながら、このように日本で ASEAN との自由貿易協定締結が望まれるにしても、各国各様の条件があり、全体との包括的合意を達成することは容易ではない。

特に、農業、一部製造業の問題は双方にとって政治問題として焦点となってきた歴史がある。この点、タイ一国については、最大の難関となることが予想されるコメ問題で、タクシン首相から、「コメの問題の難しさは充分理解しており、コメにはこだわらない」との見解表明があった。これで、協定締結の基礎的条件ができたとして、交渉促進が求められる状況になった⁽¹⁶⁾。しかし実際にはコメ問題は容易に処理できないようである。

いずれにしても、これは ASEAN+3 との包括的経済連携協定という基本線にそってタイとの協定締結を進めるという考え方であり、最終目標へ向けての一步前進ということであ

⁽¹³⁾ 産経新聞、2003 年 10 月 3 日。

⁽¹⁴⁾ 産経新聞、2003 年 12 月 23 日。

⁽¹⁶⁾ 日タイ貿易経済委員会意見書「日タイ経済連携協定に関する日本政府への要望」2003 年 4 月 18 日。

る⁽¹⁷⁾。経団連は、同意見書において「スピードをもって的確に進める必要がある」との表現で強く要望した。また、タイにおいてはタイ米修好経済関係条約があり、米国企業が投資に関して内国民待遇を認められており、日本企業は不利な環境に追いやられているとして、日本とタイとの早期の協定締結を呼びかけた。

また、日本において中国経済の影響力増大傾向が続いており、例えばタイにおいても、「事業環境を早急に改善しなければ、対中投資の誘因が増し、わが国企業のタイにおける事業展開の見直し、ひいては、事業再編を迫られる」との認識が示されている。すなわち、ASEAN+3を基本路線として、「東アジアの国々と真のパートナーシップを構築する」⁽¹⁸⁾ことが求められてきたが、それには日本経済が対中関係ばかり拡大させることの悪影響に対する危惧が反映している。つまり、東アジアにおけるバランスのとれた対外経済関係の構築の為には、ASEANおよび韓国との関係強化が求められるわけである。

その後、2003年10月の「日ASEAN包括的経済連携構想」枠組み合意に基づいて、12月の日ASEAN特別首脳会議においては、日本とタイ、フィリピン、マレーシアとの政府間交渉開始について合意された。これについて、可能な限り速やかに三カ国との経済連携協定を締結、発効させることが、その他の国・地域との経済連携協定締結に向けた推進力の形成になるとの認識が経済界にもあった⁽¹⁹⁾。

そうしたなかで、日本政府はマレーシアとの政府間交渉を2004年1月13日に、フィリピンとの政府間交渉を2月4日から、タイとのEPA交渉を2月16日から、正式に始めた。

なお、フィリピンとの間では、11月29日に、小泉首相とアロヨ大統領が会談し、日本・フィリピン両国の経済連携協定で最終合意に達し、2005年中の署名、2006年中には発効させることになった。

一方、タイについては、日本のコメ輸入問題、タイの自動車輸入についての高額な関税問題など、いまだ協定締結までのハードルは高い状況である。マレーシアについても、先行き不透明なままだ⁽²⁰⁾。

(17) 経団連意見書「日タイ経済連携協定の早期交渉開始を求める」2003年5月12日。

(18) 経団連意見書「活力と魅力溢れる日本をめざして」2003年1月1日、概要版。

(19) 経団連意見書「日タイ、日フィリピン、日マレーシア経済連携協定の早期交渉開始を求める」2003年11月21日、なお同意見書は、経団連と日本商工会議所、経済同友会、日本貿易会の連名である。

(20) 産経新聞、2004年11月6日。

第3節 ASEAN+3(日中韓)の包括的経済連携構想

2000年11月22日、シンガポールで開催されたASEAN経済閣僚会議に先立つ高級事務レベル協議で、中国は「将来のFTA締結を念頭に、双方の貿易・投資を促進させる作業グループの設置を提案」した。この一年の後、2001年11月6日にブルネイの首都で行われた中国ASEAN首脳会議で、中国と東南アジア諸国連合(ASEAN)はFTA締結に向けた協議を開始することを表明した。しかも、朱鎔基首相とASEAN首脳が10年以内のFTA締結で合意することによって、これは現実的テーマとなった。

つまり、中国は、単独でASEANとの緊密な経済連携関係を築こうとして積極的に動くことになったのである⁽²¹⁾。この中国とASEANの10年以内のFTA締結合意が、日本の対ASEAN経済関係緊密化を促す刺激剤となったことは否めない。中国はもともと、軍事力、政治力において世界的な強国であり、さらに急速に成長する経済力を背景に対ASEANの自由貿易協定を締結すれば、WTOルールによって閉鎖的な経済ブロック化はないとしても、事実上中国主導のアジアという情勢がもし出される可能性が否定できないからである。

これに対して日本としても、中国に劣らないASEANとの関係を構築し、さらにはASEAN+3によって、将来の東アジア自由貿易圏を目指すという構想がさまざまなルートから提言されるようになった。

先述のごとく、2002年1月14日に、小泉純一郎首相はASEAN5カ国への訪問を機に「包括的経済連携構想」を打ち出した。この中で、日本はASEAN諸国と「率直なパートナーとして共に歩み共に進む」ことを訴え、政治、経済両分野にまたがる「コミュニティ(共同体)」の構想を提唱した。つまり、中国が経済中心にASEANとFTA締結へ向けた協議開始で合意したのに対して、日本としては、経済にとどまらず政治を含めた協議を進めようとの意欲を示したものと見られる。これに対して、フィリピンのアロヨ大統領やマレーシアのマハティール首相は、ASEAN+3の枠組み強化を求める形で支持する姿勢を示した。

これに基づいて、同年9月には平沼赳夫経済産業大臣がブルネイで開催された日本ASEAN経済閣僚会合において、日本とASEANが10年以内にFTAを締結する方針で大筋の合意を得るに至った⁽²²⁾。しかし、当初から、この交渉では、ASEANからの対日輸出の15%を占めていた農水産物の貿易自由化をどのように迎え入れるのかという課題に対

⁽²¹⁾ 産経新聞、2001年11月5日。

⁽²²⁾ 産経新聞、2002年9月12日。

面しなければならないことが懸念されていた。

これに対して、2002年9月17日の経団連意見書「日・ASEAN 包括的経済連携構想の早期具体化を求める」では、「東アジアのバランスある発展」のために、中国への企業進出の増大のなかでむしろ ASEAN の重要性を再認識することが求められている。しかし、この場合でも、ASEAN の包括的経済連携構想と、「韓国ならびに中国との経済連携を合わせた ASEAN+3 を中心とする統合された東アジア市場の形成」が期待されているのである。これらの地域を対象とした場合、自由貿易協定の締結には「農業や製造業における国際競争力の弱い分野の改革」が不可欠になるのであって、これを抜きにして包括的経済連携構想を実現することはできない。その意味では、シンガポールやメキシコとは異なるハードルの高さがあることは否めない。

また、中国は同年11月にすでに自由貿易協定実現を柱とする ASEAN との枠組み協定「包括的経済協力に関する枠組み協定」を締結したほか、日本および韓国に対して FTA 締結を提案した。このように中国が、この地域の FTA 戦略では非常に積極的な動きを見せており、曖昧な「包括的経済連携構想」を打ち出しただけの日本政府は、中国の貿易・外交姿勢と比べると立ち遅れが目立つ状況となった⁽²³⁾。

中国は、同枠組み協定のなかで、シンガポール、マレーシア、タイなどの比較的に経済発展の進んだ六カ国については2010年、ベトナムなどの後発の四カ国については2015年までに自由貿易地域を実現することとした。中国と ASEAN10 カ国の FTA が実現すれば、合計人口18億人を抱える巨大市場が誕生することになる。

これに対して、11月5日、日本は ASEAN 諸国との間で「FTA を含む包括的経済連携を10年以内のできるだけ早い時期に実現する」ことで合意した⁽²⁴⁾。

なお、中国は2003年10月の東南アジア諸国連合と中国の首脳会議において「東南アジア友好協力条約」に調印し、関係の基盤を強化した上で FTA 交渉を加速する構えを見せた⁽²⁵⁾。さらに、中露、中央アジア四カ国が参加する上海協力機構でも FTA 外交が進められており、オーストラリアとも FTA 交渉開始で合意、インドとの FTA 交渉も浮上している。つまり、中国は経済発展を梃子に、中国周辺全般に対する FTA 締結をもって、経済発展戦略とするとともに、この地域におけるリーダーシップを確立すべく FTA 外交を展開してい

⁽²³⁾ 産経新聞、2002年11月5日。

⁽²⁴⁾ 産経新聞、2002年11月6日。

⁽²⁵⁾ 産経新聞、2003年9月27日。

るのである。

こうした状況の中、2003年10月24日に、経済産業省ではFTA全体の交渉体制を立て直すことにし、中川昭一経産相を本部長とする経済連携交渉推進本部を設置した。これによって、メキシコ、韓国に加え、タイ、フィリピン、マレーシア、ASEANと、同時並行的に複数の交渉を進める態勢を整えようとしたものである⁽²⁶⁾。

一方、農水省も亀井善之農水相を本部長とするFTA本部を発足させ、全省を挙げた横断的な組織で取り組む体制をスタートさせた。外務省も、前年秋にすでに同様の推進本部を立ち上げていたが、ここへきて交渉チームの編成を決め、2004年1月をめぐりFTA担当者を約30人態勢から90人に増員する方針となった⁽²⁷⁾。

しかし、問題は、省庁横断的な体制の不在であった。全体を統括する政府連絡調整会議などは存在せず、思惑が食い違う分野の意見集約は「官邸にゆだねるしかない」状況であった(同紙)。看護師や介護士問題に関わるタイやフィリピンの問題での交渉であれば、外務省のほか経済産業省、農水省、さらに厚生労働省が加わることになるため、閣僚会議では四閣僚が顔を並べなければならないようなことになるというわけである。

これに対して、日本政府は12月19日、FTA締結に向けた関係省庁の連絡・調整に当たる「経済連携促進関係省庁連絡会議」を設置した。これにより各省に分かれていた交渉窓口を官邸に一本化することとなったわけである⁽²⁸⁾。

これに先立つ2003年12月11日、東京における小泉首相とタイ、フィリピン、マレーシア各国首脳との会談で、日本は2004年から三カ国との間でFTAの締結交渉を開始することで合意した。三カ国とのFTAが実現すれば、人口で約一億六千五百万人、国内総生産で約三千億ドル(およそ三十三兆円)の貿易市場を得ることになる。さらに、経済産業省の試算では、日・ASEANのFTAが成立すれば、日本のGDPは最大約二兆円増え、最大約二十六万人の雇用が生まれるとされる。

2004年2月16日、日本とタイとのFTA締結へ向けた政府間交渉が開始となり、これで、メキシコ、韓国、フィリピン、マレーシア、タイと当面のFTA交渉相手五カ国が出揃うことになった。メキシコを別として、日本のFTAの基本方針であるASEAN+3へ向けた交渉が促進されてきたということである。交渉の領域は、農水産品、工業製品のほか、外国

⁽²⁶⁾ 産経新聞、2003年10月25日。

⁽²⁷⁾ 産経新聞、2003年11月26日。

⁽²⁸⁾ 産経新聞、2003年12月20日。

人労働力の受け入れ問題も避けて通れないとの認識となった⁽²⁹⁾。

また、2004年3月の「経済連携の強化に向けた緊急提言—経済連携協定（EPA）を戦略的に推進するための具体的方策—」（2004年3月16日の経団連意見書）は、すでに日本がシンガポールとのEPAを発効させ、メキシコとは大筋合意に至り、韓国、タイ、フィリピン、マレーシアとは交渉を進めているが、交渉の進展、あるいは産学官での研究が進むとともに、むしろ協定締結に向けての問題点が浮上していると指摘した。すなわち、「相手国側における高関税品目の自由化や投資ルールの整備、わが国におけるヒトの移動の自由化・円滑化・農業とその国内構造改革の加速化」さらには「わが国における推進体制の整備」などが緊急の課題になっていると指摘されている。

この構想へ向けて経団連の動きは積極的であり、2004年11月には、奥田碩会長がフィリピン、マレーシア、タイ、インドネシアのASEAN4カ国へ自由貿易協定の早期締結を働きかけるミッションとして訪問した⁽³⁰⁾。

いずれにしても、先述のとおり、日本はASEANの中では、シンガポールとのEPAをスタートさせ、フィリピンとは協定締結の最終合意に達しているが、その他は、マレーシア、タイが交渉中であり、そしてASEAN外で韓国と交渉中というのが現況である。したがって、ASEAN+3全体の包括的経済連携への道りはまだ遠い。

台湾を除くアジア各国とのFTA締結へ向けた日本の動きは以上のとおりである。それでは以下に、日台FTAの交渉について検討する。

⁽²⁹⁾ 産経新聞、2004年2月17日。

⁽³⁰⁾ 産経新聞、2004年11月2日。

第4章 日台 FTA 交渉と中国の対応

第1節 日台 FTA 交渉の経過

2001年10月、上海でのアジア太平洋経済協力会議（APEC）閣僚会議の際に、平沼赳夫・経済産業相と台湾の林信義・経済部長が日台 FTA の検討開始で合意したが、その後、同年12月の東亜経済人会議で、民間同士で研究を進めることが決まった。

東亜経済人会議は、1972年9月の日本と台湾の外交関係断絶以来、双方の民間経済団体を中心となった日台間の経済交流組織として継続的に開催されてきたものである。同会議は毎年一度幹部会議を開くが、2002年7月11日には、日本の経団連と台湾の中華民国工商協進会の幹部が会合を持った⁽³¹⁾。ここで、双方それぞれ半年にわたる研究成果の中間報告が行われた。

これに先立って同年6月に、中国の石広生・対外貿易経済協力相が、「中国と国交のある国が台湾当局と自由貿易協定を締結すれば政治的トラブルをもたらす」と警告を発している⁽³²⁾。こうした中国からの圧力の下ではあったが、日本側は、業種によっては問題もあるが、日台 FTA 締結は総じてメリットが多いとの結論を報告、これに対して台湾側は、さらに積極的な推進が必要であると強調した。また、2002年12月の東亜経済人会議では最終報告を提出し、政府への働きかけを行うことを決めた。

すでに同年4月には、台湾を訪問したアメリカのアルドナス商務次官に対して、陳水扁総統は「中国への過度の資本集中を避けるためにも、台湾と米国、日本は相互に FTA を結ぶ必要がある」と強調していた。このように、台湾の FTA 締結への意欲は強く、同7月には、江丙坤・立法院副院長を団長とする超党派議員団を日本に送り、FTA 推進を訴えた。しかし、このような台湾の積極姿勢とは裏腹に、日本側には、中国の圧力に対する懸念があり、慎重な対応姿勢を崩していない。つまり、日本側には、純粋な経済問題として進めばよいが、政治問題化すると対応に苦慮するという懸念があった⁽³³⁾。

日本側の会議参加者の結論は、「焦らず、幻想を抱かず、しかしきちんと準備をすすめていく、これが大事」というものであったという。

蕭萬長前行政院長は、2002年7月に来日した際、台湾としては中台 FTA 締結の準備ができており、中国に FTA 締結を呼びかけること、また日台 FTA 締結に期待している旨を

⁽³¹⁾ 産経新聞、2002年7月16日。

⁽³²⁾ 産経新聞、2002年7月16日。

⁽³³⁾ 「大丈夫か台湾経済（6）」（産経新聞 2002年7月16日）。

述べた。また、小泉首相が提唱した中国や東南アジア諸国を含む広域の「アジア自由貿易区」構想を支持するとともに、日本がその実現のリーダーシップをとることに期待をにじませた。つまり、台湾としては、同構想に台湾が含まれることを希望しているということである⁽³⁴⁾。

2002年は日中国交正常化30周年であり、同時に、日華断交30周年でもあった。このため、日中共同宣言が出された9月には、日中双方でさまざまなイベントが行われた。この時期に訪中した川口外相は、唐家?外相と会談を持ったが、唐家?外相は、日台FTA交渉は経済問題ではなくて政治問題であるとの認識を示し、協定締結は容認できないとの考えを示した。これに対して、川口外相は、日本と台湾との関係は非政府間の実務関係であって、日本と台湾はいかなる条約にも調印することはないと表明した。しかし、現段階での交渉に日本側では経団連があたっているのであって、日台の民間がFTAについて研究することは可能であると指摘したという⁽³⁵⁾。

なお、この年の10月に外務省から「日本のFTA戦略」が発表になった。本発表は、外務省経済局の当面の考え方をまとめたものとされているが、このなかで外務省は、日中韓プラスASEANが東アジアの経済連携の核になるとの考えを示している。台湾については、「台湾は、WTO協定上、独立関税地域であり、他のWTO加盟国との間でWTO協定に規定される純粋な物品・サービスの貿易障壁の撤廃という形のFTAの締結の可能性は理論的・技術的には検討の対象となり得るが、台湾の関税率(単純平均)は、全産品で6.1%、非農産品で4.8%であり、例えば仮にFTAを通じた関税撤廃を行ったとしても、かかる取組から双方が得られる利益はそれほど大きいとは言えない状況にある。したがって、そのようなFTAの締結を進めるよりも、むしろ、民間経済界の要望を踏まえつつ、幅広い経済関係を視野に入れながら、具体的な分野に即して経済関係の強化を図るべく検討していくことがより適当である」との見解を示している。要するに、日台FTAは当面必要ないとする消極的見解を外務省が持っていることがわかる。

2002年12月10日に日台の経済人およそ140人が参加して、経団連会館で「東亜経済人会議」が開催されたが、ここで、以下の報告書をまとめて外務省と経済産業省に提言した。台湾側では、工商協進会の黄茂雄理事長は、台湾の裾野の広い製造業の技術と長年のビジネス経験の存在、日本経済との結びつきの強さを強調し、簡又新外交部長(外相に相当)

⁽³⁴⁾ 産経新聞、2002年7月26日。

⁽³⁵⁾ 中川昌郎「対米重視政策の由来」(『東亜-ASIA STREAM』2002.11.22)。

は、中国による人民元を低く抑える政策が世界中にデフレをばら撒いているとして批判するとともに、日台 FTA の締結が、中国の“独り勝ち”に対する防波堤になるだろうと述べ、いずれも日台 FTA の締結を説いた。つまり、中国経済の台頭に対抗するために、日台の FTA 締結を急ぐべきだというのが、台湾官民の考えであるという⁽³⁶⁾。

台湾には、これらの FTA の締結と国内産業の強化で、2000 年以来続く経済の不調を立て直そうという意図もあったようだ。

2002 年 12 月に台北で開催された東亜経済人会議では、日台 FTA の締結の可能性について、以下の 3 点を結論として提示し、参加者の同意を得た。すなわち、1、日本と台湾は経済的に相互補完関係にあり、重要なパートナーである。日台 FTA は、日台経済関係の一層の深化・発展のみならず、東アジアとの経済交流の円滑化・活性化に資するものでなければならぬ。日台間の FTA の検討は、東アジア地域における経済連携を視野において推進すべきである。2、日台間のビジネスをさらに円滑化・活性化させるとの観点から、日台 FTA は、関税・非関税障壁撤廃以外に投資の自由化や基準・認証の相互承認、知的財産権保護なども含む、包括的な経済連携協定とすべきである。ただし、FTA により双方で影響を被る可能性のある、いわゆるセンシティブな分野には、経過措置を講ずるなど、充分配慮すべきである。3、今後、日台双方の関連業界や経済界も含めたより広範なベースで日台 FTA に関する研究体制を整え、検討を深めるべきである。以上である。

2003 年の『通商白書』は、日台 FTA については、東亜経済人会議の日本・台湾両委員会が検討を進め、2002 年 12 月に報告をとりまとめたので、「今後は、関連業界や経済界を含めた広範なベースで研究体制を整え、更に検討を深める予定」と述べている。この文言からすると、外務省の消極姿勢とは異なり、経済産業省は日台 FTA について研究を進める意図をもっているものと受け取れる。

実際、中川昭一経済産業大臣は 2003 年 10 月 18 日、バンコク市内で台湾の経済産業相に相当する林義夫・経済部長と会談を持ち、日台 FTA 交渉の開始について協議したと見られる⁽³⁷⁾。中川経産相は、日本は、台湾とともに香港との FTA 交渉を並行的に進める可能性を示唆したという。香港との FTA 交渉を同時に行うことで、日台 FTA 交渉に対する中国の反発をかわす狙いがあるものと見られる。

その後、2003 年 12 月 11 日に、第 31 回東亜経済人会議が台北で開催され、台湾側は、

⁽³⁶⁾ 産経新聞、2003 年 2 月 8 日。

⁽³⁷⁾ 産経新聞、2003 年 10 月 18 日。

日台 FTA 締結に関して、締結推進のための日台 FTA 産官学共同検討システムの早期設立を呼びかけたが、日本側は、日台双方の民間が合意を得てから政府側が協議すると強調した⁽³⁸⁾。以上のごとく、台湾の積極姿勢に対して、日本側がやや及び腰の対応をしていることが伺える。

第2節 陳水扁政権の対日政策

台湾において、2000年に発足した民進党の陳水扁政権は、当初、日本との間に公式の交渉ルートを充分にもっていたとはいえない。台湾では1949年12月の中華民国国民政府の台北移転以来、国民党支配が一貫してつづいてきた。このため、1972年9月29日のいわゆる日中国交正常化、日本と台湾の中華民国との断交にいたる国交が存在した期間は無論のこと、国交断絶後も、日本は主として国民党とのあいだで関係を継続してきたのである。

また、日本側でも、1993年の細川護熙首相の下での非自民非共産連立内閣からの一年弱を除けば、一貫して自民党主導の政権がつづいており、対外関係は外務省を別とすれば自民党の議員団体が担ってきた。したがって、日台関係は概ね国民党＝自民党ラインで保たれてきたといってよい。それだけに、台湾における国民党から民進党への政権交代は、日台関係の従来のパイプが機能しにくくなる事態を招き、新たな窓口の設定と運用が求められる事態となった。この間、双方に戸惑いがあったことは否めない。

そうしたなか、国民党から民進党への政権交代にもかかわらず、2000年までの総統であった李登輝前総統が、国民党から離脱し、むしろ民進党陳水扁政権と接近する情勢となった。また、李登輝総統時代から総統府に事務所を構えて対日関係を担っていた曾永賢国策顧問は、政権交代にも関わらずそのまま総統府にとどまり、陳水扁総統の国策顧問として対日関係の一翼を担い続けた（曾国策顧問は後に上級顧問に当たる資政となって第一期の陳水扁政権を支えた）。民進党政権としての対日関係構築に向けて、前総統と前総統の国策顧問が新総統と新政権のための橋渡し役を勤めたわけである。台湾の対日関係窓口である亜東関係協会会長に許水徳考試院長をスライドさせるなど、いずれも元国民党の人材を対日関係維持のために活用したといえる。

いずれにしても、2000年に発足した第一期陳水扁政権は、4年の任期の半分ほどを対日関係については窓口構築に費やした。政権後半に入るタイミングで、台湾がWTO加盟を果たしたため、陳水扁政権は、関係が密接な各国とのあいだでFTA交渉を積極的に進める政

⁽³⁸⁾ 『台湾月報』(2003.12.12、交流協会)。

策をとることにした。当初から FTA 交渉相手国として想定されていたのが、日本、アメリカ、シンガポールなどである。また、中国も相手国として排除しない姿勢を示していた。

しかし、現実には中国は台湾を FTA 交渉の相手として認めないため、FTA 交渉の主要相手国は、第一にアメリカ、第二に日本という状態となった。こうして、陳水扁政権一期目の後半以来、対日外交上の課題は、FTA 締結と、日本に台湾の人々がビザなしで渡航できるようにすることの二点に絞られた。後者については、日本人の台湾渡航の際には 14 日間はビザなしで認められているのに、台湾から日本への渡航にビザが求められているので、外交の相互主義に反する現状にあった。しかし、2005 年の名古屋万博の観光客誘致策という名目で、台湾人の日本ビザなし渡航は実現しそうな見通しとなってきた。

一方、FTA 締結については、2002 年以來、陳水扁総統は積極的に働きかけをくり返してきた。陳総統は、日本からの種々の訪問団と会見を持つたびに、話題の一つとして FTA の推進を入れることを忘れなかった。

2004 年の政権二期目のスタートとともに、陳水扁総統としては、日台 FTA 交渉の本格的な取り組み開始を期待していたもようであるが、日本側が必ずしも積極的ではなく、特に外務省、交流協会の取り組みがよくいえば慎重、悪く言えば消極的であるために、この秋以後は、陳総統は日本の訪問団との会見の際に FTA について語るトーンが下がってきたともいわれている。

しかし、これは日台 FTA の意義を見失ったということではなく、日本側が日台 FTA を先送りする気配のなかで、逆にビザなし渡航に現実味が出てきたという状況の変化の反映として、陳総統の日台 FTA への取り組みが表面上変化してきたものと考えられる。

台湾にとっては、もっとも重要な貿易関係が、中国と日本であり、もっとも重要な安全保障上の相手国が米国である以上、FTA 交渉の重点対象もこれらの国でなければならないのである。

第 3 節 日台 FTA に消極的な日本の外務省

日台 FTA に関する日本の判断の背景には、中国との政治的な問題が圧力として働いていると見られる。日本と台湾はともに WTO メンバーであるから、台湾を FTA の主体として扱うことには本来問題がない。しかし、日本と台湾のあいだでの FTA の検討は、2000 年から民間ベースで進められた。これは、政府間で表立って日台 FTA 構想の話をする、中国政府の反感を買うという理由である。いずれにしても、研究は進められたが、日本の産業

界の中にも、対中配慮があり、慎重論が強く、あまり積極的な推進論は聞かれなかったようだ⁽³⁹⁾。津上俊哉氏は、今のところ日本の FTA 締結交渉は、ASEAN+3 を相手としており、国交のある国家のみを対象としているが、日本にとっても東アジアにおいても大きなビジネスパートナーである台湾と香港を除外した議論を続けることには問題があるとの認識で、日本としては、台湾と香港を含む ASEAN+5 もしくは ASEAN+3+2 ということで枠組みを変えることを提唱している。

しかしながら、そこで問題として指摘されていることは、「日台 FTA には業界や産業界から切実なニーズがよせられてこない」ことである。台湾は WTO 加盟のために、日本の産業界にとって悩みの種であった対日輸入制限や高関税をかなり解消した。この結果、台湾でビジネスを展開している日本企業は現状に満足しており、ぜひとも FTA を締結することによって解決しなければならないという問題意識がないというのである。また、台湾側にも、対日関係では切実な問題はないという。つまり、日台関係は現状で、比較的うまくいっているがゆえに FTA 締結を求める声が高まらないというのである。

こうした認識は、先述のとおり外務省が「仮に FTA を通じた関税撤廃を行ったとしても、かかる取組から双方が得られる利益はそれほど大きいとは言えない状況にある」と評価したことと合い通じるものである。津上氏は、民間ベースでできることからやればよいとの見解であり、外務省と全く符節を合わせている。

ここで議論されていることは、業界、産業界のニーズもしくは不満の解消、および関税撤廃による利益の大きさであるにすぎない。つまり、これらの日台 FTA 実現への消極的な姿勢には、日台 FTA 問題を経済の論理からだけ説明しようとするという共通の特徴がある。

たしかに、FTA の直接的な意義は、先述のとおり経団連がその意見書「自由貿易協定の積極的な推進を望む一通商政策の新たな展開に向けて一」（2000年7月18日）において述べたごとく、①相手国・地域とのビジネス機会を拡大する重要なツールとなる、②欧米諸国が自由貿易協定への取り組みを強化するなか、わが国企業が蒙る競争上の不利益を解消していく必要がある、③域内の競争を促進し、日本国内の経済構造改革を促す、そして④WTO による貿易や投資の自由化やルール作りを補完する、ことにあるといえるだろう。しかし、FTA 締結のもたらす意義は、これら4点のごとき経済的効果にとどまるものではない。

今日の国際社会は、80年代までの冷戦構造の時代とは異なり、国際社会を二分する明確なグループ化、陣営分けのようなものは存在していない。しかしながら、すべての国の相

⁽³⁹⁾ 津上俊哉「これからの台湾経済と日本」（『海外投資セミナー』2003年9月号）。

互関係が等しいレベルに乗っているかといえばそうではなく、いくつもの重層的なグループ化が行われている。

そうしたなかで、特定の国、あるいはグループと FTA が締結され、他方とは締結されないとすれば、これは明示的に新たな国際秩序を構成する行為となる。冷戦が終結したとされる今日においても、全方位等距離外交が成立する国際環境にはないのである。

したがって、日本がアメリカとは FTA 締結の意志をもたず、あるいは FTA 締結の交渉を進めようとせずに、中国、韓国、ASEAN を当面の FTA 締結交渉の対象として選択することは、アメリカに対抗するアジア経済圏を構築しようとしているものとして、国際社会に映ずる可能性もあり、90 年代にマレーシアのマハティール首相が提唱した EAEC 構想と同様にアメリカの警戒心を呼び覚ますこともありうる。現実には、アジアの自由経済圏に先立って、先述のとおりアメリカ大陸では NAFTA が結成されており、アメリカは、北米大陸を第一の経済圏として意識していることを示した。南北の陸続きであるカナダ、メキシコとの自由経済圏は、アメリカにすればごく自然な選択であるが、北米以外から見れば、これも立派な差別化であり、ブロック化と映ずる可能性もある。それだけに、WTO の規定に反しないという意味で、WTO と補完的と主張されるこうした地域自由貿易協定は、現実には、政治的相互関係の主張としての意味を持たざるを得ないのである。

しかも、無論、経済関係にも大きな影響を及ぼすことになる。かつて、アメリカにとって輸出入第一位もしくは第二位を日本が占めていたが、AFTA 成立以後、順位が変動して、カナダとメキシコがそれぞれ第一位と第二位を占めるようになった。このように FTA 締結の影響は顕著なのであるから、アメリカを外してアジアに FTA 構築を図ることは、経済的にはアメリカに対抗する構図とならざるを得ない。

これは EU の場合でも同様である。だからこそ、ヨーロッパの EU 周辺国は、EU への参加、言い換えれば EU の拡大を積極的に求めることになっているのである。15 カ国であった EU の加盟国が、2004 年 5 月から一挙に 10 カ国増大して、25 カ国となったことは、その顕著な表れなのである。さらには、従来 EU の共通基盤とされてきた、古代ローマ帝国の領域や、キリスト教文化圏の外に位置する国、トルコまでが、EU への加盟を真剣に進めようとしているのが現状である。

外務省が設定した FTA 交渉の優先順位の基準は、①経済的基準、②地理的基準、③政治外交的基準、④現実的可能性、⑤時間的基準、の 5 点とされており、経団連の 4 点とは異なり、③政治外交的基準が明示されている。そのなかで、日台 FTA について議論されてい

るのは①経済的基準だけであって、他の基準から日台 FTA を評価することは行われていない。無論、地理的には日本と台湾はすぐ隣接しているので、FTA を締結しやすいはずである。また、④現実定可能性は、台湾側が熱心に締結を求めてきた状況や、相互に大きな摩擦を抱えているわけではない現状からして、すでに FTA が締結された国や現在交渉中の国と比較して可能性が低いことはない。最大の問題は③政治外交的基準であるが、日台 FTA に対する中国の反対、干渉という事実があり、日台 FTA 促進の政治外交的障害が一般に意識されていることは事実であるが、逆に、日台 FTA を実現した場合の政治外交的メリットについて積極的に議論がなされていないのである。

本提言の趣旨は、まさにここにある。つまり、日台 FTA 実現は、経済的にメリットがあるが、外務省などではそれは低く見積もられている。しかも日本国内の業界、産業界からの要望は大きくないという。しかし、業界、産業界からの要望が大きいのは、政治外交問題に対する懸念からであり、その一方で政治外交的メリットが議論されていないからである。すでに本論では政治外交的メリットは議論したので、残る政治外交的デメリットについて検討したい。

そもそも実現可能性が高いことは交渉を進める上で有利ではあるが、それ自体が FTA 締結の主要な動機に掲げられるのは本末転倒である。本来であれば、FTA 締結の意義は経済、政治外交上の必要性から判断されるべきであって、その結果、重要な意義があるということであれば、当面の実現可能性が低くとも、これを実現させる方策をとるのが外交でなければならないはずである。FTA 締結に重要な意義があり、なおかつ実現性も高いところから交渉を始めるということは普通のものであるが、元来は、本論で述べたシナリオのごとく、FTA 締結の手順そのものが、最終的に実現される自由貿易圏や経済共同体の内容と意義を決定付けるものである以上、どの国・地域から交渉を進めるかという順序そのものが戦略的に決定されなければならないのである。

第 4 節 日台 FTA 実現と中国の対応

1 日本に対する中国の圧力と日本政府・外務省の対応

先述のごとく、日台 FTA についてはただ検討を進めただけで、中国の石広生・対外貿易経済協力相が 2002 年 6 月に、唐家璇（※王に旋）外相が 2002 年 9 月に警告を発した。つまり、この瞬間から日台 FTA 問題は、純粋な経済問題ではなく政治問題になったのである。したがって、日台 FTA の検討、実現を図ることには、政治問題化する懸念があるのでな

く、すでに政治問題となっている。

この結果、2002年12月に東亜経済人会議で、日台FTA実現には双方に経済的メリットがあることが報告されたが、さらなる検討に合意したのみで、その後、日台双方の当局で締結についての検討を始めていない。マレーシア、フィリピン、タイとのFTAについては、2004年2月までに政府間での交渉がスタートし、フィリピンについては一年を経ずして最終合意にまで到達している。これらの経過と比較すると、2001年から2002年の一年間で民間とはいえ検討が進められた日台FTAは、中国からの干渉により積極的には進められていないようだ。

その過程で、川口外相が、日本と台湾はいかなる条約にも調印することはないことを中国に対して表明しているため、外務省としては日台間には通常の国際条約は締結できない、あるいはすべきではないと判断していることがわかる。実際、日本は台湾を国家として承認していないため、国家間で結ばれる条約は不可能だという見解なのである。

しかし、これについては、先述のごとく、日台FTAについては、輸出入、投資、その他の経済的交流に必要な事項を日本の交流協会と台湾の亜東関係協会との「民間」交渉によって合意し、その内容を日台双方がそれぞれ国内法の形で定めるという方式をとることが考えられる。これは、法形式としては国内法であって国際法ではないので、国交の有無などは問題にならない。

実は、交渉そのものは国交がなくとも政府間で進めることも可能である。2002年9月17日の小泉首相の北朝鮮訪問や日朝平壤宣言は、国交のない日本と北朝鮮の間における首脳会談であり、協定である。したがって、日台FTAについても、論理的には双方の政府首脳、担当大臣などによる交渉が可能であり、共同宣言を出すことなど可能なのである。しかし、日本は1972年9月29日の、日中国交正常化の際、日中共同声明において、中国が台湾について中国の領土の一部であると主張していることについて、日本政府としては「理解し尊重する」ことを明らかにしている。したがって、中国が台湾を地方政府扱いしているということを尊重するならば、日本は台湾との間で国家間のような交渉を行ったり共同宣言を出したりはしない、ということになるだろう。

それにしても、日本政府、特に外務省は、中国高官の口頭による介入を受けただけで、すでに日台FTAには消極的姿勢になっていることが明らかである。それでは、過去において中国が行った対外的干渉にはいかなる方法があっただろうか。それらから、今後、日本が日台FTA実現を図った際に、中国がとりうる対応策を検討したい。

中国の対日圧力といえば、中国の主張や歴史認識と異なる見解を日本の閣僚が表明すると、これに対して中国当局者から抗議が行われ、日本のマスコミがそれを大々的に報じて、しばしばその発言者が大臣のポストを迫られるということが起きている。1988年の奥野誠亮国土庁長官や1994年の永野茂門法務大臣の辞職の場合、中国が批判の声を挙げ、日本国内の一部マスコミおよび一部団体が批判したことで、政府としては世論の攻撃を避けるために大臣の更迭に踏み切ったというのが一つの構図である。

この場合、むしろ圧力となってきたのは日本国内マスコミの声であって、中国は厳しいメッセージを伝えるという以上のことをしているわけではない。メッセージの伝え方として大使の召還といったことはあっても、それ以上に輸入制限を急に設けるとか、輸入課徴金を科すとか、投資や土地取得の制限を打ち出すなどの反応はまず見られない。しかし、日本の側が、中国からの声には非常によく反応して、日中の友好関係を損ねまいとした行動をとっているというのが実情である。

このほか、何度かくり返されてきたことに、李登輝前大統領の来日問題がある。現職の総統としては無論のこと、総統を辞任した後でも、李登輝前大統領の来日となると中国の警告的発言があり、日本政府は訪日を受け入れたくないという意思を伝え、訪日申請を出させない、もしくは取り下げさせるという対応をしてきた。

95年秋のAPEC非公式首脳会議が京都で開催された際にも、首脳会議であるにもかかわらず、日本政府は李登輝総統の訪日を受け入れなかった。台湾はAPECでは中国同様に正式のメンバーであるから、首脳会議であればメンバー国の首脳が出席できるように取り計らうことが当然である。しかし、APECの首脳会議では、台湾だけは総統の出席が認められない慣習となっている。外務省は、「日中共同声明の精神を守る」ために李登輝総統の訪日を受け入れないむねを繰り返し表明していた⁽⁴⁰⁾。

その後も2002年11月に慶應義塾大学の学生団体が大学祭（三田祭）での講演に李登輝前総統を招こうとした際に、結局は入国手続きが進められなくなったことがあった。この場合には、果たして中国からの圧力があつたのかどうか確認できないが、日本の外務省が入国に賛成しなかったことは疑いない。

このほかにも、台湾の閣僚の来日に際して、入国が困難であったり、あるいは入国に際して政治的活動を行わないことを約束させられたりした、といったことが伝えられている。この場合にも、日本の外務省が関わっていると見られる。つまり、台湾要人の来日に関し

⁽⁴⁰⁾ 産経新聞、1995年6月9日。

ては、外務省の消極的姿勢が常に見られるが、その背景として中国の台湾に対する厳しい姿勢を窺うことができよう。

2 台湾に対する中国の圧力

台湾と関わって中国の圧力がもっとも顕著に見られるのは、対日関係ではなくて対台湾関係そのものである。以下、近年の事例を振り返ってみよう。

過去 10 年のうち、台湾をめぐる中国の圧力が非常に厳しく、台湾海峡に最大の緊張が走ったのは、1995 年から 1996 年であった。95 年 6 月 7 日から 6 日間にわたって李登輝総統が訪米し、留学先の母校であったコーネル大学で講演を行ったとき、中国は訪米受け入れに抗議しただけではなく、93 年に実現し、94 年にも実施準備が進められてきた台湾側の海峡交流基金の辜振甫董事長（会長）と中国側の海峡兩岸関係協会の汪道涵会長との民間団体トップ会談が中断され、さらには 7 月から 8 月にかけて中国は台湾近海でミサイル発射訓練を繰り返した。また、96 年 3 月 23 日の台湾初の直接民選による総統選挙が進められている 3 月 8 日から 13 日にかけて、改めて中国はミサイル 4 発を台湾近海に発射した。この間、ミサイル発射のみではなく、大規模な軍事演習を台湾周辺において中国は繰り返し実施している。

これらの中国の行動は、台湾が国際的な活動空間を拡大することを封殺しようとした試みであり、また、総統の直接民選を失敗させようとした、もしくは、中国の意に反する候補者の当選を阻止しようとした軍事的デモンストレーションであった。事実、これ以後、辜・汪会談方式で展開しはじめた中国と台湾の対話は途切れることになった。次に辜・汪会談が実現したのは 98 年 10 月のことである。

しかし、台湾初の総統選挙は無事実施され、しかも中国が望まない、国際社会における台湾の独自の存在をアピールし、従来の台湾の国民党のように中国との統一路線を積極的に進めようとしなかった李登輝総統が 54% の圧倒的支持を集めて当選した。

また、99 年 7 月 9 日に、ドイツのラジオ局のインタビューを受けた李登輝総統が、中国と台湾の関係は「特殊な国と国との関係」と発言すると、98 年に復活した辜・汪会談は再び開催されないことになった。また、2000 年 3 月 18 日に投票が行われることになっていた第二回目の直接民選による台湾の総統選挙へ向けて、いわゆる「文攻武嚇」が中国によって展開された。

すなわち、前回の総統選挙時と同様に、中国は軍事演習の実施と、中国マスコミを用い

た李登輝批判を展開し、そして2000年2月21日には「一つの中国の原則と台湾問題」と題する白書を発表した。この白書では、台湾統一に対する新見解として「台湾当局が交渉を通じた統一問題の平和解決を無期限に拒めば武力行使を含むあらゆる可能な措置をとるしかない」と強調し、これまでの(1)台湾が独立しようとした場合(2)外国勢力の台湾侵略の場合などに加えて、統一交渉を拒絶した場合にも、台湾に対して武力行使を行う旨を明らかにした⁽⁴¹⁾。

さらに3月15日には朱鎔基首相が記者会見で「中国の地方選挙に干渉はしたくないが、ここ数日の急激な(陳候補の人気に関する)変化は台湾の選挙キャンペーンではトリックがなされ、独立を求める候補に有利になるよう操られていることを明白に示している」「台湾の同胞は衝動的に行動しないでほしい。(独立志向の候補に)警戒を高めてほしい。台湾住民が賢明な選択を下すことを信じている。でないと台湾住民はひどく後悔をすることになる」などと威嚇的な発言を行った。

中国のこれらの圧力は、台湾の総統選挙に干渉し、中国寄りの候補者の当選へ選挙結果を誘導しようとしたものと見られるが、選挙結果は、もっとも中国に対して距離をおいて台湾は台湾の道を行くという路線の民進党・陳水扁総統の誕生であった。

また、三回目の直接民選による台湾の総統選挙となる本年(2004年)3月20日の投票へ向けては、中国は、台湾に影響力を持つアメリカと日本を用いて圧力を加えた。すなわち、2003年12月に陳水扁総統が総統選挙と同日の台湾初の公民投票実施を打ち出したことに対して、中国の意図に沿ってアメリカと日本が事実上の反対の意思表明をしたのである。陳水扁総統としては、公民投票の実施を発表したが、いまだその内容を確定的にしない段階で、台湾の独立を問うものになるのではないかといった憶測が流れていた。

これに対して、12月9日に温家宝首相と会見したブッシュ大統領は、「現状を変える中国、台湾のいかなる一方的な決定にも反対する」と中国にも言及したが、『『三つの米中コミュニケ』と『台湾関係法』に基づく『一つの中国』が米国の政策だ。現状を変えようとする台湾のリーダーによる発言や行動に対しては反対する』と断言した⁽⁴²⁾。また、12月29日に、日本政府の対台湾窓口である交流協会の内田勝久所長は、台湾の総統府に邱義仁秘書長(官房長官に相当)をたずね、「陳水扁総統による住民投票の実施や新憲法制定などの発言は中台関係をいたずらに緊張させる結果となっており、わが国としては憂慮している。

⁽⁴¹⁾ 産経新聞、2000年2月23日。

⁽⁴²⁾ 産経新聞、2003年12月11日。

慎重な対処を希望する」との文書を読み上げた。また、これに先立つ 12 月 22 日に行われた北京での日中次官級協議では、外務省の田中均外務審議官が「日本として『二つの中国』、『一つの中国、一つの台湾』にくみしたり、台湾独立を支持することはありえない」と断言して、中国側から評価されたという⁽⁴³⁾。

台湾が実施した公民投票は、最終的に、中国が台湾に向けてミサイルを配備していることに対して、中国がこれを撤去しない限り台湾として対抗措置をとることについての賛否を問うなどの、「防衛性」の内容となったが、公民投票の内容が確定しない時点で、アメリカや日本は、中国の意図に沿う発言をくり返したことになる。

これらの公民投票批判は、総統選挙を控えた陳水扁政権に対して、アメリカや日本が不信任感を表明した結果となる。その意味では、陳水扁総統の再選を阻止する方向の圧力として台湾では認識されることになった。とりわけ、公民投票に対しては、アメリカや日本は、反対の意思表示をしたものと台湾の多くの人は受け止めたのである。

結局、総統選挙では、陳水扁総統が 50%を少し超える得票で再選を決めたが、公民投票については投票率が 45%程度にとどまり、成立要件の 50%に達しなかった。総統選挙の投票率が 80%を超えているのに、公民投票の投票率が低かったことには、海外からの圧力が影響したものと見られる。

さらに、陳水扁総統再選以後では、陳水扁政権を強く支持してきた台湾の実業家を中国が排撃する事件が発生した。すなわち、第一期陳水扁政権誕生にも貢献した、奇美実業グループの総裁、許文龍氏に対して中国は名指しで批判し、6 月 7 日には、中国側報道として、奇美実業グループが中国国内の事業展開で銀行融資の凍結などの措置を受けたと報じた。また、奇美以外でも、台湾の経済団体である工商協進会の李成家理事長と、中小企業協会の戴勝通理事長という、ともに民進党支持者で、総統府国策顧問の肩書きを持つ二氏が、中国からビザ発給を拒否されていたことが分かった⁽⁴⁴⁾。また、中国政府直接の行動ではないが、第一期陳水扁政権就任式で台湾の国歌を歌った人気女性歌手の張恵妹さんが、台湾系食品会社の宣伝のため杭州入りしたところ、集まった若者などが「台湾独立を支持する人物を歓迎しない」などと書いた横断幕を掲げるなどして抗議活動を繰り広げたため、主催者側がイベントを中止する騒ぎとなった⁽⁴⁵⁾。

⁽⁴³⁾ 産経新聞、2004 年 1 月 19 日。

⁽⁴⁴⁾ 産経新聞、2004 年 6 月 8 日。

⁽⁴⁵⁾ 産経新聞、2004 年 6 月 15 日。

しかし、奇美実業グループが大陸から撤退するような事態には至っていないし、張恵妹さんは、その後、中国でのコンサートを成功させた。

3 中国の圧力と日台 FTA の実現

以上のように、中国が日本、あるいは台湾へ圧力を加えた事例をまとめてみると、中国は、突発的に行動することはなく、従前からの主張に沿って相手国の言動を評価し、原則への逸脱の可能性を見出すと抗議し、なんらかの圧力を加えることがわかる。

日本の閣僚の発言については、中国が繰り返し表明してきた見解に反する内容に触れたことによって、批判が加えられているのである。そこでは、中国の主張そのものの当否が問題なのではなく、中国の主張と発言内容の当否だけが問題なのである。また、台湾要人の海外訪問や、台湾における政治的変化の兆しについては、中国が掲げている台湾についての原則から評価している。つまり、大原則は「一つの中国」であって、「二つの中国」や「一つの中国と一つの台湾」を認める、あるいは創出するような言動には厳しい批判が加えられ、その他の圧力がかけられるわけである。

したがって、日台 FTA の実現が、中国が表明してきた見解に反するかどうか、あるいは台湾をめぐる中国の原則的政策に反するかどうかの問題であり、もし反しないのであれば、日本も台湾も中国からの圧力に晒されることを心配する必要がない。逆に、上記の二つの基準に反するところがあれば、事の当否とは関係なく、中国は抗議し、圧力を加えることになる。

すでに述べたように、中国は日台 FTA に対しては当局から反対の意思が明示されている。したがって、日台 FTA を進めようとするれば、今後も必ず抗議を受けるものと考えなければならぬ。また、台湾を他の国家と同様に扱って、つまりシンガポールやメキシコ、フィリピンに対するように取り扱って、日台 FTA を実現しようとするれば、中国は日本が台湾を中国とは別の国家、つまり「一つの中国と一つの台湾」として対応したものとして圧力を加えるであろう。この場合、台湾も中国とともに WTO に加盟しており、WTO のルールに沿った FTA であれば、加盟国は締結して差し支えない、といった事情は関係がない。つまり、その事の当否そのものとは関係なく、抗議されることになるのである。

日台 FTA を実現するために、中国の強い批判、抗議、圧力が懸念されるとなれば、日本政府は積極的な取り組みをしづらいことは疑いない。そこで、まず、中国の圧力の実態について明確に認識することによって漠然とした不安と懸念を払拭することに努め、次に、

日台 FTA 実現のために、中国の批判を低いレベルに抑え、圧力を弱める方策を論じたい。

第一に指摘しておきたいことは、中国の対台湾の圧力では、95 年から 96 年当時には軍事力のデモンストレーションを含む圧力が加えられてきたが、2000 年には、軍事力行使の可能性を言論によって示すことになり、2004 年には、中国自身の言論のトーンは下がり、日米などに同調させるというように、しだいにソフト化の傾向が見られることである。

第二に指摘したいことは、台湾において、特に李登輝総統、あるいは民進党陳水扁政権は、「台湾は台湾の道を行く」志向が強いものとして、中国からの攻撃、批判、圧力の対象となってきたが、中国と台湾の経済関係は、この間にも一貫してより密接になっている事実である。中国が積極的に否定しにかかっていた政権が誕生しただけではなく、台湾において「台湾アイデンティティ」がしだいに高まり、中国の意に沿わない情勢が日に日に高まっているにもかかわらず、台湾企業の中国進出は増大し続けており、経済的相互浸透は拡大の一途であって逆転の兆しは見えないのである。

たしかに、95 年から 96 年のミサイル危機に際しては、台湾の平均株価が乱高下するなど、直接的に台湾経済への打撃があったが、この 10 年の台湾の経済情勢は、全体として、中国と台湾の政治的関係によって左右されたというより、国際的な経済情勢と、台湾の内政の混乱の影響を受けたに過ぎない。

朱鎔基首相の激しい言論に見られるように、言葉をもってする攻撃が厳しくとも、そうした政治の論理と経済の論理は、一応別のものであると見ておくことができる。したがって、日台 FTA の実現について、中国が言論による批判をくり返しても、そうした中国当局者の発言に株式市場などが過度の反応を示さないかぎり、経済に大きな影響を与えるとは考えにくいのである。

ただし、今年に入ってから民進党政権支持の企業家に対する中国の圧迫に見られるような「以商逼政」の傾向は、また別の意味で懸念材料ではある。つまり、「以商逼政」の政策は、本論で述べた、アジアで積極的に FTA 外交を展開する中国が、ASEAN+3 の自由貿易圏もしくは東アジア共同体を、意図的に台湾を除外して実現しようとする対台湾政策の一環として見られなくもないからである。こうした見方からすれば、今後の東アジアの平和と安定と繁栄のために、日台 FTA の実現は、むしろ緊急の必要性があることになる。

次に、日台 FTA に対する中国の圧力を弱める方策であるが、第一に、日台 FTA は中国経済に対して対抗する意味を持たないことを、対外的に明確にしておくことである。したがって、日本、アメリカ、台湾その他がアジア各国と相互に締結する FTA において、中国

を排除する意図は持たないことを、言動を通じて示すことである。現実には、日台間 FTA を強調するより、小泉構想が ASEAN+3 であるのを、ASEAN+3+2（香港と台湾）というような構図として描き直すことで、台湾を含む構想とし、その構想の中で日台 FTA 実現を目指すことであろう。さらには、台湾をも含むアジア太平洋自由貿易圏もしくは東アジア共同体が、地域の平和と安定、および繁栄の基礎となるので、中国にとってももともと経済的に適切な選択肢であることを示すべきであろう。また、アメリカを含む構想を打ち出し、アジア各国がこれに同調するなら、台湾を含む地域内 FTA 締結へ向けて、中国に対してより強い説得力を持つことができるかもしれない。

第二に、交渉の手続き、実現する FTA の形式を、シンガポールやメキシコ、フィリピンなどとの FTA と同様に行わないことである。それには、実際の交渉は、交流協会と亜東関係協会を進めて、この双方の「民間団体」の協定の形で FTA が取り決められた上で、日本は台湾関係法として台湾もまた対日関係法として、それぞれの議会で国内法を成立させるという手法が考えられる。さらには、交流協会や亜東関係協会も後景に退いて、東亜経済人会議のような場で最終合意まで実現して、その内容を、日台双方で、政府提出法案としてではなく、議員立法の形で提出して台湾関係法を成立させる方法もあるのではないか。この場合、政府は終始一貫、直接関与をしていないという形式で、実質的には同じ内容と効果のある FTA を実現することができる。いずれにしても、台湾については、国家の名称で扱わず、「台湾、澎湖島、金門、馬祖独立関税領域」として、もしくはその他の地域的名称として協定の実現を図る必要がある。

以上のように、中国からの圧力は、台湾のいわゆる「独立問題」に直接関わる台湾の公民投票や、総統選挙における「文攻武嚇」であっても、中長期的な経済に対して大きな影響を与えるものではないし、また、中国が圧力をかける手法はしだいにソフト化の傾向が見えるのである。また、ここに述べた手法を用いることで、日台 FTA 実現に対して中国から批判、干渉が加えられるとしても、その圧力を弱め、実現への道を拓くことができるだろう。

結語

今日の世界では、各地で二国間、あるいは地域の FTA 締結をめざす外交が展開されている。アジアでは、中国は積極的に ASEAN 諸国、あるいは日本と韓国、その他に FTA 締結を呼びかけており、日本もまた、小泉構想として ASEAN+3 の東アジア共同体の構想を進めている。

こうした動きの中で、世界で 17 番目の経済大国であり、アジアの先進経済の一つである台湾は、中国の構想はもちろんのこと、日本の FTA 構想からも除外されている。2001 年からスタートした東亜経済人会議における日台 FTA の検討も、日台双方にプラスの効果があることが確認されたにもかかわらず、その後、必ずしも積極的に実現へ向けた取り組みが行われてはいない。

しかしながら、アジアで進められている FTA 構想から台湾が除外されていることは、将来において、孤立した台湾経済の衰退で、日本とアジアの経済に悪影響をもたらすことになるか、あるいは台湾経済の先行き不安感、危機感から、台湾が中国に従属的立場を強いられるといった、台湾の人々の民意を踏みにじり、地域の勢力不均衡をもたらす可能性がある。したがって、アジアの平和と安定および繁栄のためには、台湾を含む FTA 構想が推進されるべきである。そのためには、まず日台 FTA 実現のために日本が積極的に取り組み、これを実現することで、アジア諸国が台湾との FTA を締結する道を拓き、さらには台湾を含む地域の共同体実現の基礎作りをしなければならない。

今日の ASEAN+3 を対象とした FTA 構想を漫然と推進することは、結果的に台湾の孤立と、アジアの不安定を招くことを日本は深く自覚しなければならない。そのためには、経済の論理だけから FTA 問題を考えるのではなく、FTA の政治的影響力に着目し、アジアの政治の論理から FTA 締結を進める必要がある。

日台の真の友好や長期的なアジアの平和のためには、日本と台湾の関係を抜本的に見直すことが必要になるが、アジアの FTA 外交はすでに待ったなしで進められており、台湾の孤立とアジアの不安定化を防ぐための日台 FTA 推進には、あまり時間的余裕がない。このため、日本と台湾は積極的な交渉を進め、ここに提示したように、「民間団体」による交渉と、両者それぞれが日本型台湾関係法と台湾側の対日関係法を成立させるといった手法を用いることで、1～2 年以内に日台 FTA を実現させるべきである。

東京財団研究報告書 2005-11
日本・台湾 FTA 交渉シミュレーション
—アジア太平洋の平和と繁栄のために—
2005年6月

著者：
浅野 和生

発行者：
東京財団 研究推進部
〒107-0052 東京都港区赤坂1-2-2 日本財団ビル3階
TEL:03-6229-5502 FAX:03-6229-5506
URL: <http://www.tkfd.or.jp>

無断転載、複製および転載を禁止します。引用の際は、本報告書が出典であることを必ず明示して下さい。
報告書の内容や意見は、すべて執筆者個人に属し、東京財団の公式見解を示すものではありません。

東京財団は日本財団等競艇の収益金から出捐を得て活動を行っている財団法人です。

TKFD
THE TOKYO FOUNDATION
東京財団